

山梨県ひとり親家庭等自立促進計画

令和8年3月

山 梨 県

目 次

第1章 計画の概要		
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象	2
5	計画の推進	2
6	計画の評価と次期計画の策定	2
第2章 ひとり親家庭等の状況		
1	ひとり親家庭等の世帯数	3
2	離婚件数	4
3	児童扶養手当受給者数の状況	5
4	ひとり親家庭等の状況	6
	(1) 現在の世帯の状況	7
	(2) ひとり親世帯になった当時の状況	10
	(3) 住居の状況	12
	(4) 就労の状況	13
	(5) 家計の状況	20
	(6) 養育費の状況	25
	(7) 子どもの養育	27
	(8) 悩み・相談相手等	29
	(9) 福祉制度等	34
	(10) 行政への要望等	36
第3章 計画の基本的な考え方		
1	基本理念	38
2	基本方針	38
3	基本目標	39
第4章 具体的な施策		
	施策の体系	41
1	相談・情報提供機能の充実強化	42
2	就業支援の推進	44
3	子育て・生活支援の充実強化	47
4	養育費確保等の推進	50
5	経済的支援の推進	52
	計画の取組指標	55

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担わなければならないため、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな制約や困難に直面することになります。

特に、母子家庭においては、結婚・出産等による就業の中断等により就業経験が少ないことから、パートや臨時的雇用など不安定な就業環境に置かれている方が多く、収入が低い水準にとどまっている状況です。

このため、収入面・雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立し、安心して暮らせることが、ひとり親家庭の母や父にとっても、子どもの成長にとっても重要であり、引き続き、ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援や生活支援の各種施策に取り組んでいくことが求められています。

また、寡婦についても、老後に不安をおぼえたり、生活面や経済面で悩んだりしている方が多いため、就業や日常生活面での支援が重要になっています。

本県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、平成17年度に「山梨県母子家庭等自立促進計画」を、平成22年度、平成27年度及び令和2年度に「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立促進に向けてさまざまな支援を行ってきました。

また、令和7年3月に全てのこどもを権利の主体として尊重し、その最善の利益の実現に向けて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進することを目的に山梨県こども計画を策定しました。

国においては、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）に、ひとり親家庭に関する重要事項として、総合的な支援に取り組むことのほか、こどもに直接支援が届く生活・学習支援を進めること、当事者に寄り添った相談支援を行える体制を強化することを明記しています。

また、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しを行った民法等の一部を改正する法律により、養育費等の債権に先取特権を付与するとともに、法定養育費の規定等を設ける改正が行われました（令和8年4月1日施行）。

今回、「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」の計画期間が終了することから、国の動きに呼応しながら、ひとり親家庭等を取り巻く社会・経済情勢、令和6年度山梨県ひとり親家庭等実態調査の結果等を踏まえ、ひとり親家庭等に対する、福祉サービスの提供と自立の支援を総合的かつ計画的に展開するため、新たな自立促進計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「計画」という。）は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき策定するものです。

計画は、「山梨県こども計画」の部門計画です。

3 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 計画の対象

計画の対象は、ひとり親家庭及び寡婦とします。

※この計画における用語の定義

母子家庭・父子家庭：配偶者のいない女子又は男子とその扶養を受けている児童（満20歳未満の未婚の者）で構成されている家庭

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭

寡婦：配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある者

ひとり親家庭等：ひとり親家庭及び寡婦

5 計画の推進

計画の推進に当たっては、国・市町村の関係機関及び母子・父子福祉団体等と役割を分担しながら、互いに連携し施策に取り組めます。

6 計画の評価と次期計画の策定

この計画期間が満了する令和12年度に関係者から意見聴取等を行うことにより、計画に定めた施策について評価を行い、その結果を公表します。

また、その結果を参考として、次期計画を策定します。

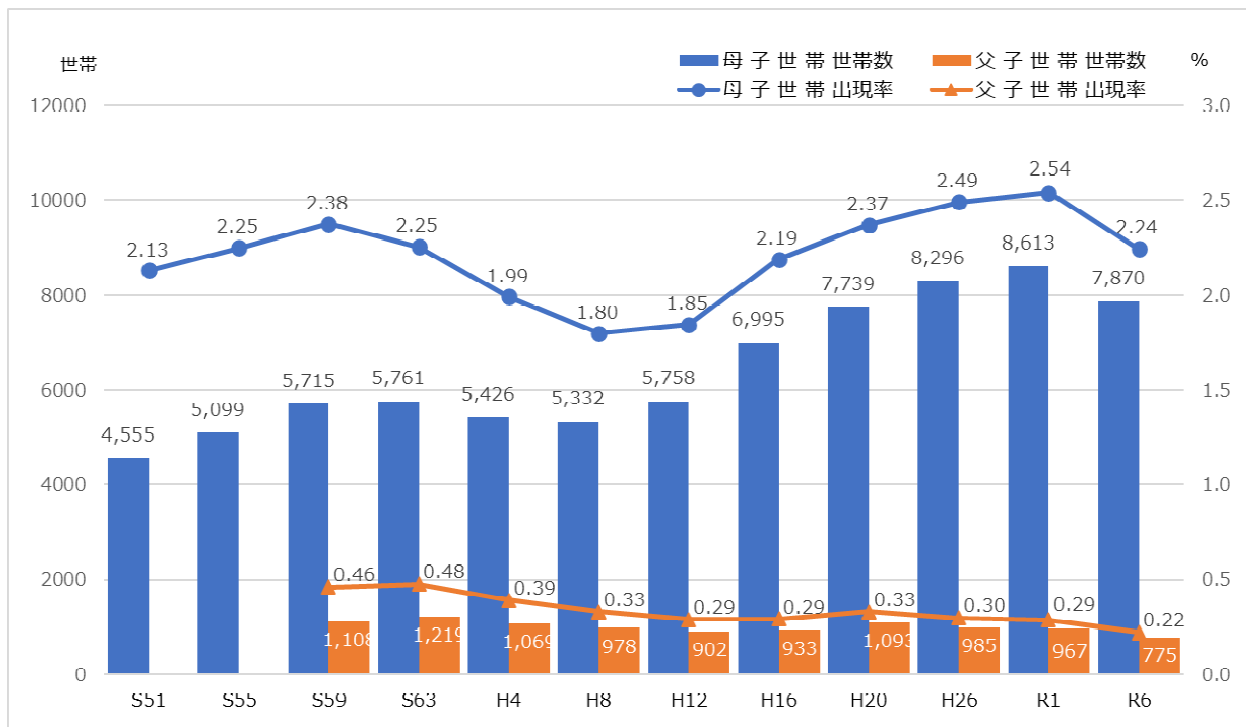
第2章 ひとり親家庭等の状況

1 ひとり親家庭等の世帯数

山梨県における母子世帯数は減少傾向にあり、7,870世帯と前回調査時(令和元年度、以下「前回」という)から743世帯減少しています。一方、父子世帯数は775世帯で前回より192世帯減少しました。

総世帯数に占める割合(出現率)は、母子世帯が2.24%、父子世帯が0.22%となり、両世帯の出現率が前回から減少しています。

世帯数と出現率の推移

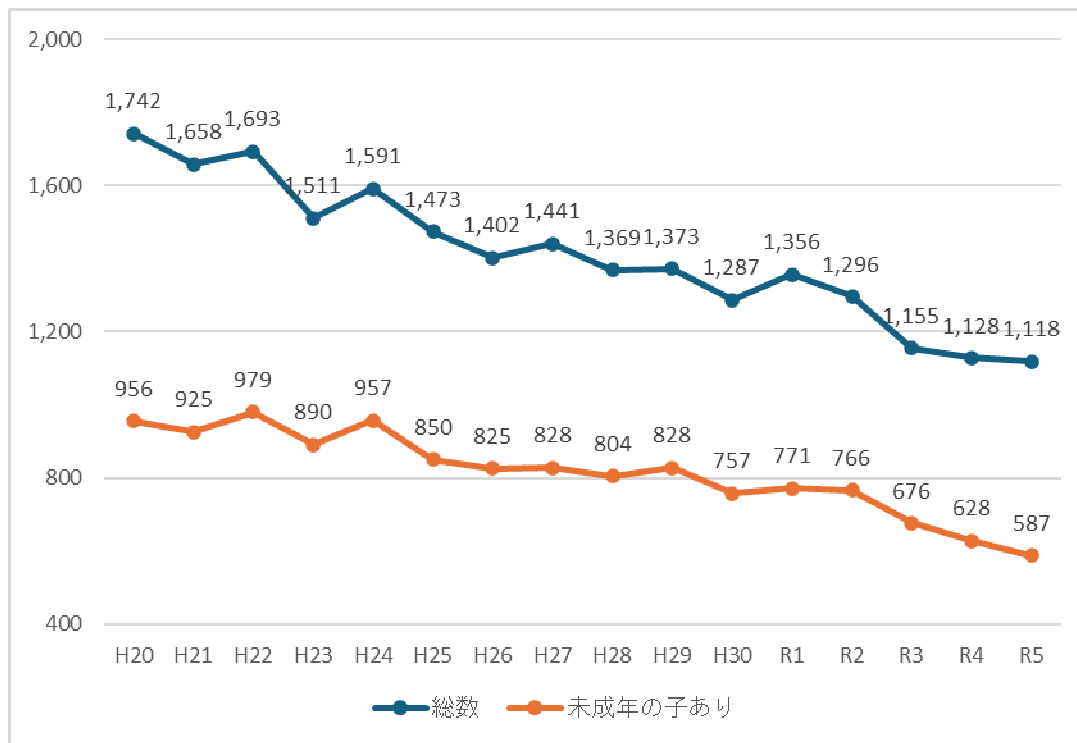


出典：山梨県「ひとり親家庭実態調査」

2 離婚件数

人口動態調査によると、山梨県の離婚件数は減少傾向にあり、令和5年は1,118件、うち未成年の子のある離婚件数は587件となっています。

山梨県内の離婚件数の推移



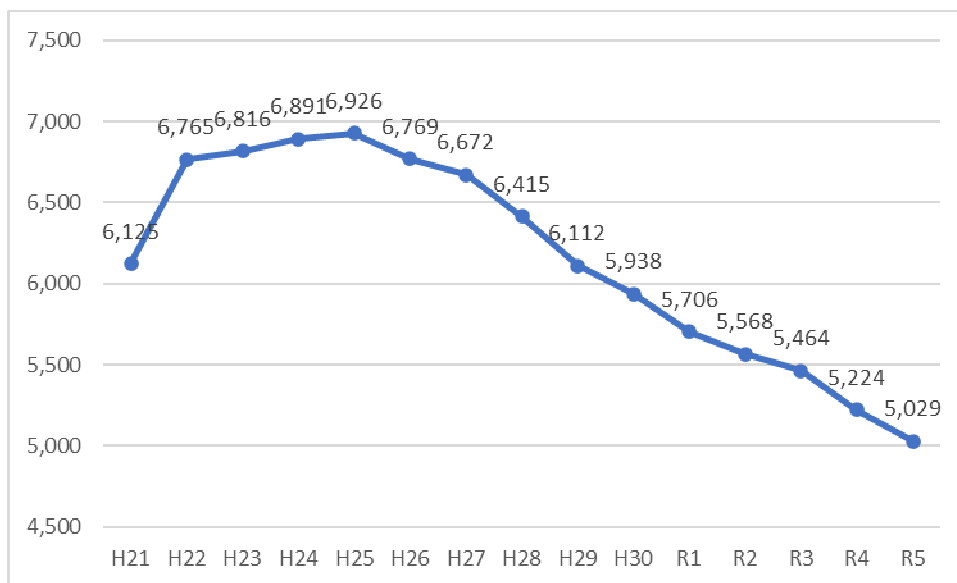
出典：厚生労働省「人口動態調査」

3 児童扶養手当受給者数の状況

山梨県の児童扶養手当受給者数は、平成 22 年度に支給対象が父子家庭にも拡大されたことに伴い増加しましたが、平成 25 年度をピークに近年は減少傾向にあります。

※児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父等に対し、生活の安定と自立の促進を図ることを目的に支給される手当のことをいいます。

山梨県児童扶養手当受給者数の推移



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

4 ひとり親家庭等の状況

県内の母子世帯及び父子世帯の実態を把握し、今後の福祉行政諸施策推進のための基礎資料を得ることを目的に調査を実施しています。

調査は、昭和51年以降、概ね5年に1度実施し、今回で12回目となります。なお、父子世帯については、昭和59年度から調査対象としており、今回で10回目となります。

標本数 県内に居住している母子、父子世帯から、無作為に抽出した
2,636世帯

調査方法 自計式調査。調査票の配付及び回収は郵送により実施

調査期間 令和6年8月1日～31日（調査基準日：令和6年8月1日）

回収結果

世帯区分	標本数	有効回収数	回収率
母子世帯	1,861	850	45.7%
父子世帯	775	307	39.6%
計	2,636	1,157	43.9%

※「母子家庭、父子家庭」と「母子世帯、父子世帯」は同義語ですが、実態調査においては、調査開始以来、「母子世帯、父子世帯」の用語を使用しています。

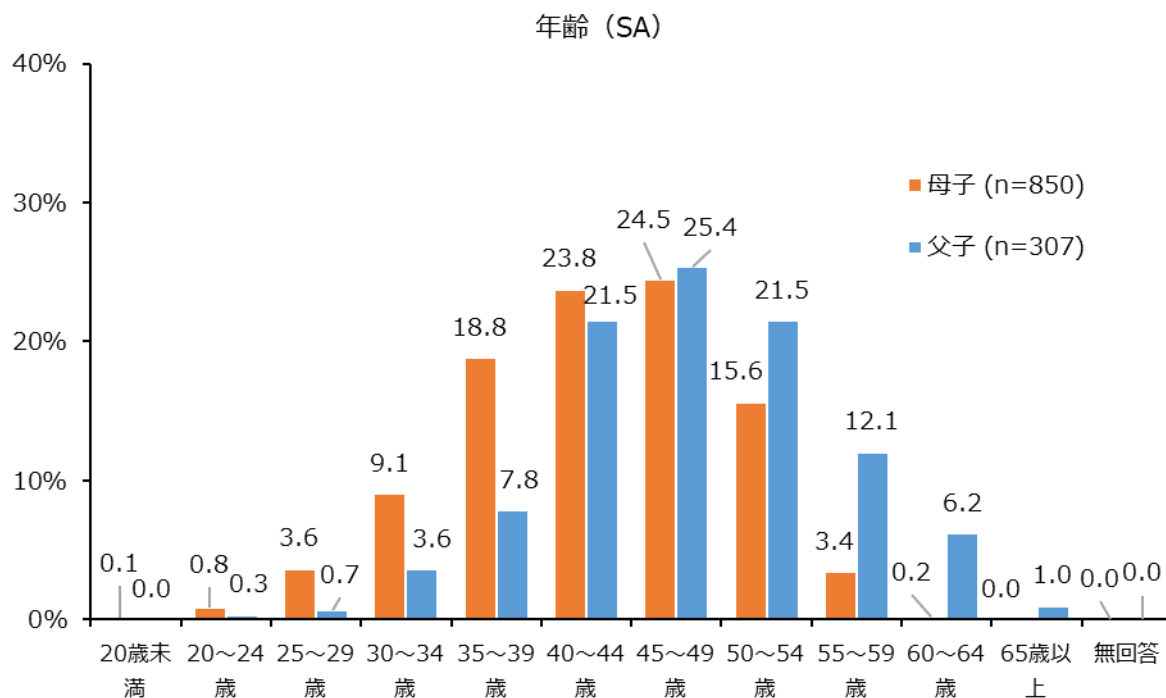
(1) 現在の世帯の状況

① 現在の年齢

母子世帯の母の年齢は、「45～49歳」（24.5%）が最も多く、以下「40～44歳」（23.8%）と「35～39歳」（18.8%）が続きます。

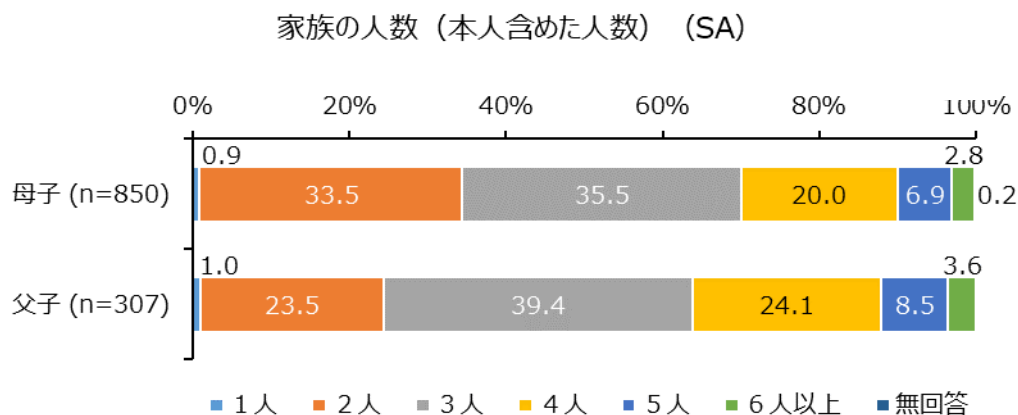
父子世帯の父の年齢は、「45～49歳」（25.4%）が最も多く、次いで「40～44歳」（21.5%）、「50～54歳」（21.5%）が続きます。

母子世帯の母の67.5%、父子世帯の父の87.7%が40歳以上となっています。



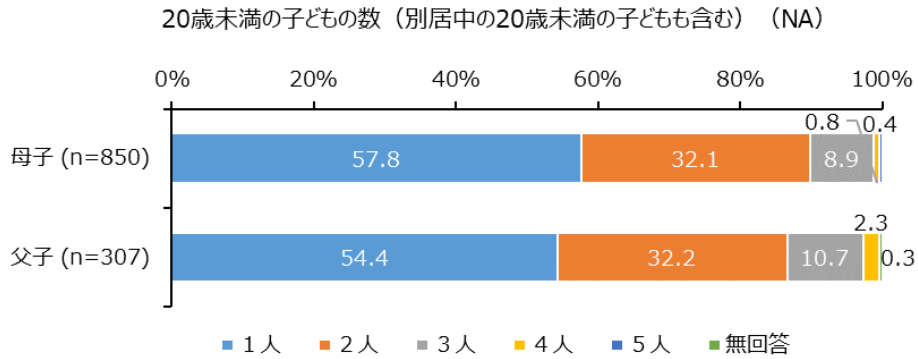
② 家族の人数 (本人を含めた人数)

両世帯区分で「3人」（母子35.5%、父子39.4%）が最も多く、次いで「2人」（母子33.5%、父子23.5%）が多くなっています。



③ 子どもの数

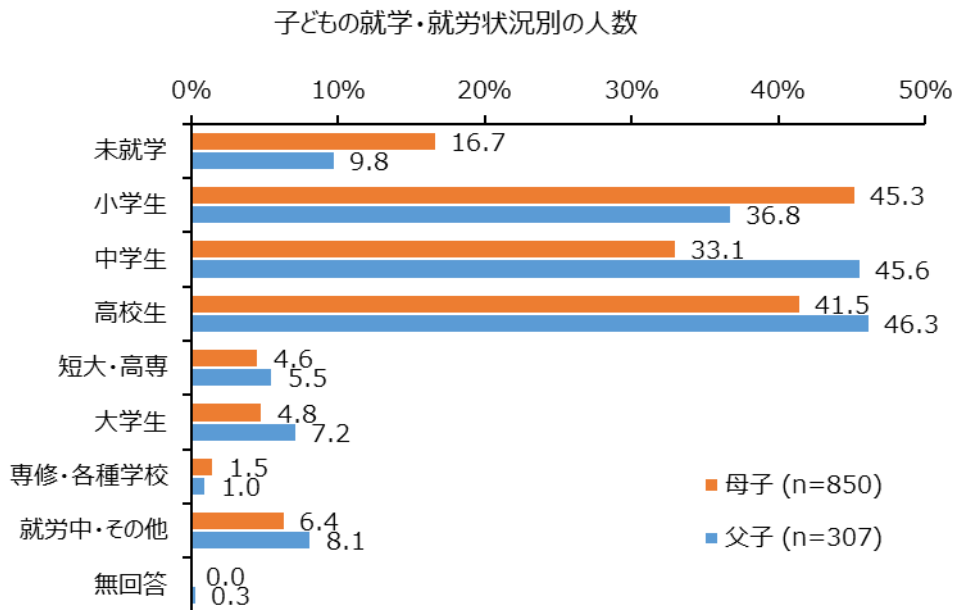
両世帯区分で「1人」が最も多く（母子世帯 57.8%、父子世帯 54.4%）、両世帯区分で2人以下の割合が8割超と多数を占めています。



③ 子どもの就学・就労状況別の人数

母子世帯では「小学生」(45.3%)が最も多く、次いで「高校生」(41.5%)が多くなっています。

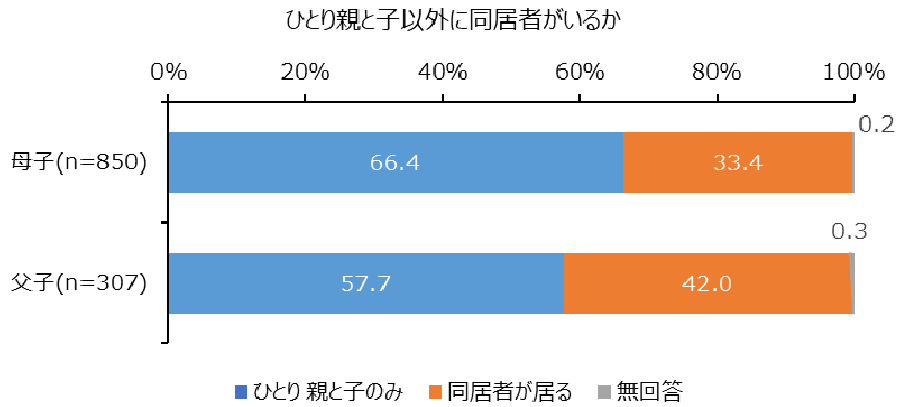
父子世帯では「高校生」(46.3%)が最も多く、次いで「中学生」(45.6%)が多くなっています。



④ ひとり親と子以外に同居者がいるか

母子世帯では「ひとり親と子のみ」の世帯が 66.4%、ひとり親と子以外に「同居者」がいる世帯が 33.4%となっています。

父子世帯では「ひとり親と子のみ」の世帯が 57.7%、ひとり親と子以外に「同居者」がいる世帯が 42.0%となっています。

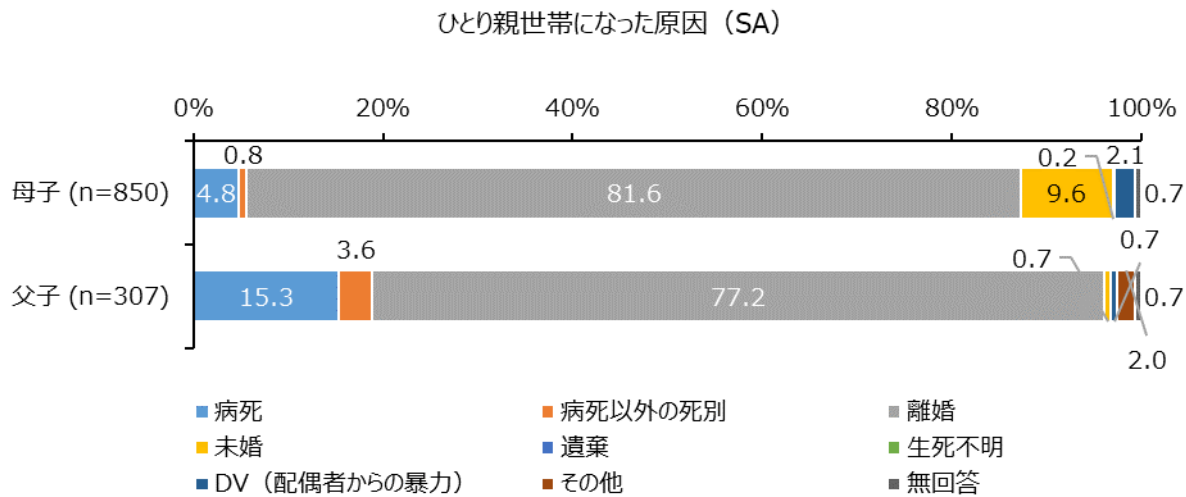


(2) ひとり親世帯になった当時の状況

① ひとり親世帯になった原因

母子世帯では「離婚」(81.6%)が最も多く、次いで「未婚」(9.6%)が多く
なっています。

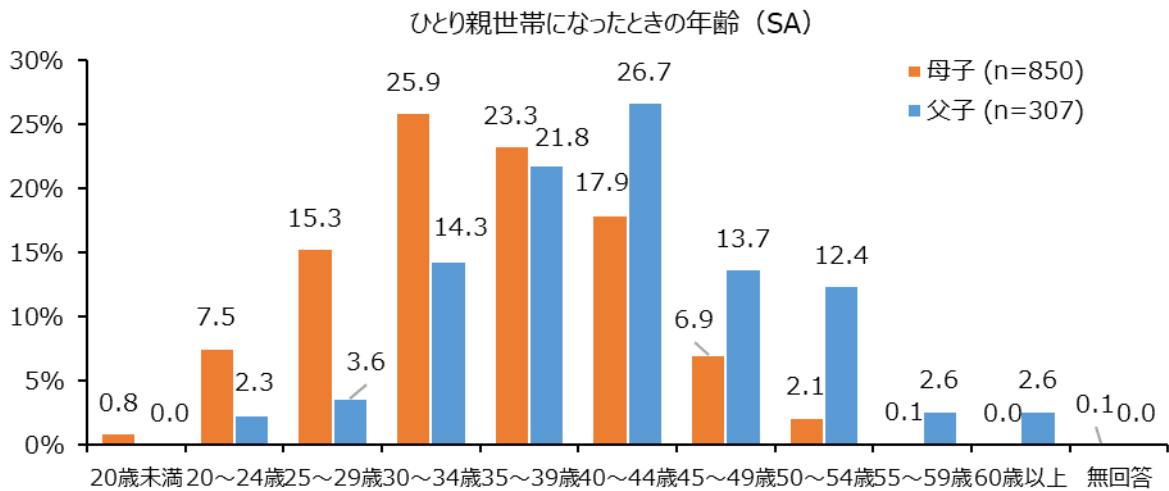
父子世帯では「離婚」(77.2%)最も多く、次いで「病死」(15.3%)が多く
なっています。



② 当時の年齢

ひとり親世帯になった年齢は、母子世帯では「30～34歳」（25.9%）が最も多く、次いで「35～39歳」（23.3%）が多くなっています。

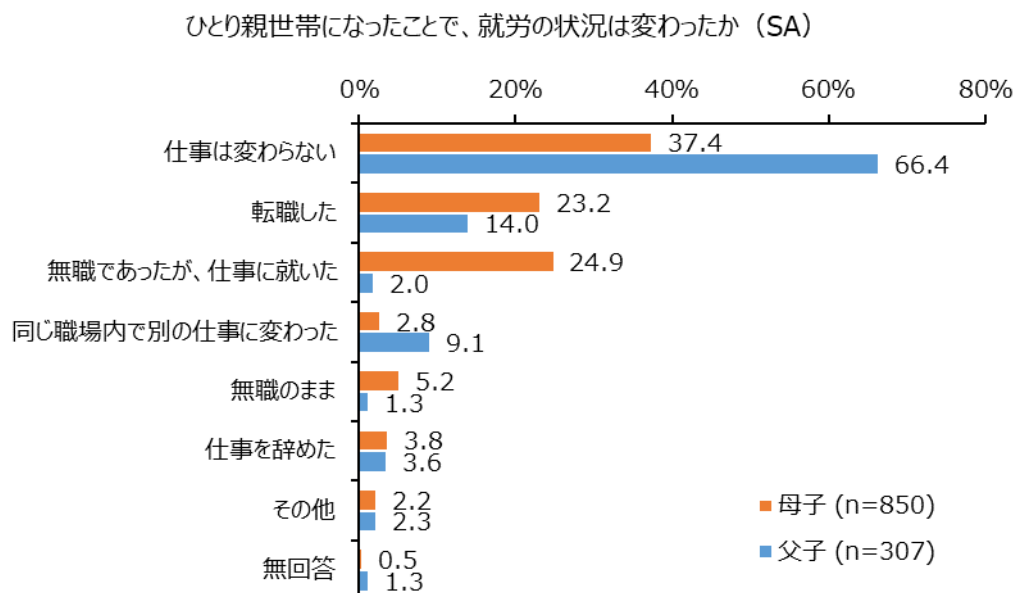
父子世帯では「40～44歳」（26.7%）が最も多く、次いで「35～39歳」（21.8%）が多くなっています。



③ 当時の就労状況の変化

母子世帯では「仕事は変わらない」（37.4%）が最も多く、「無職であったが、仕事に就いた」（24.9%）、「転職した」（23.2%）と続きます。

父子世帯では「仕事は変わらない」（66.4%）が最も多く、次いで「転職した」（14.0%）となっています。

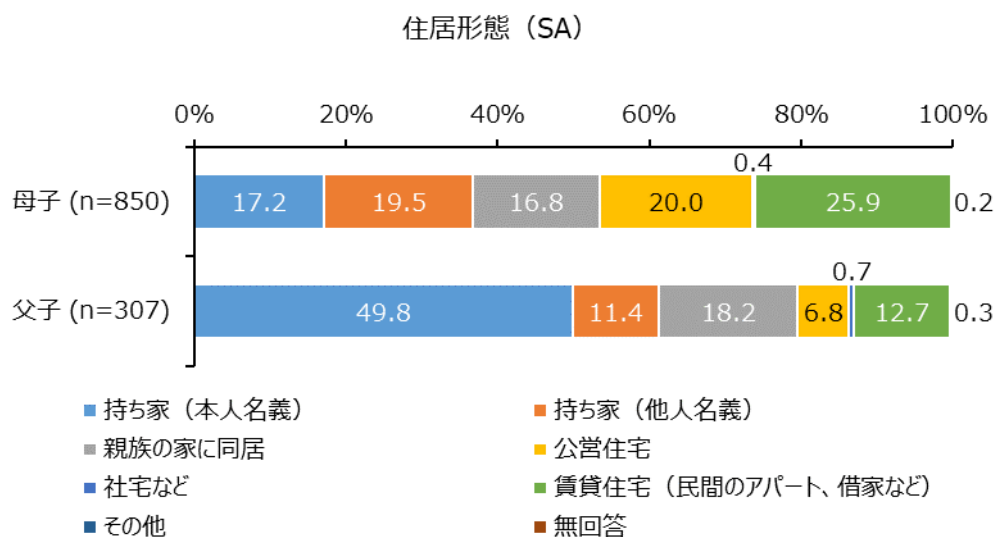


(3) 住居の状況

① 住居の形態

母子世帯では「賃貸住宅（民間のアパート、借家など）」（25.9%）が最も多く、「公営住宅」（20.0%）、「持ち家（他人名義）」（19.5%）と続きます。

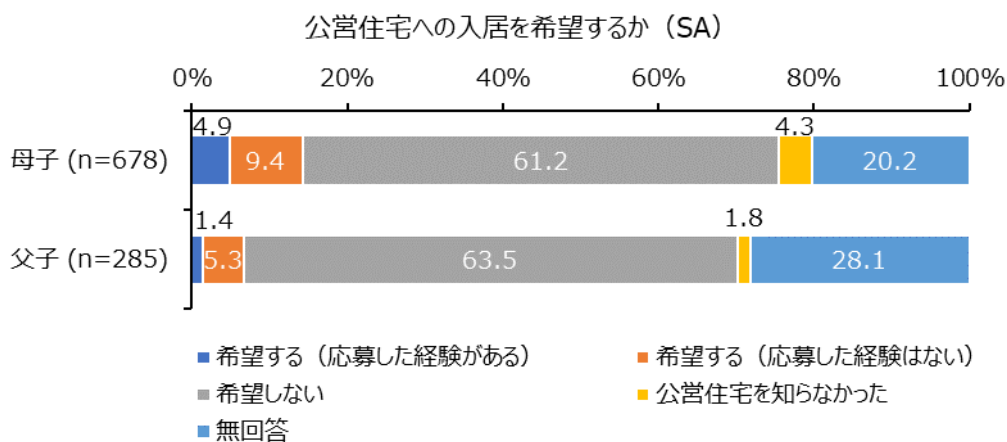
父子世帯では「持ち家（本人名義）」（49.8%）が最も多く、「親族の家に同居」（18.2%）、「賃貸住宅（民間のアパート、借家など）」（12.7%）と続きます。



② 公営住宅への入居希望（公営住宅以外と回答した方のみ）

母子世帯では「希望する（応募した経験がある）」（4.9%）、「希望する（応募した経験はない）」（9.4%）となっています。

父子世帯では「希望する（応募した経験がある）」（1.4%）、「希望する（応募した経験はない）」（5.3%）となっています。



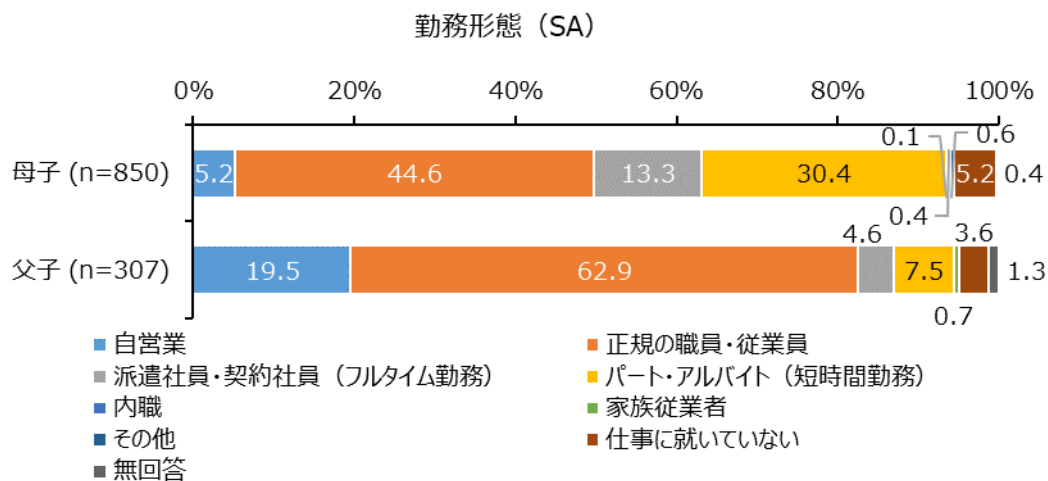
(4) 就労の状況

① 現在の仕事の勤務形態

母子世帯は「正規の職員・従業員」(44.6%)が多く、「パート、アルバイト」(30.4%)、「派遣社員・契約社員」(13.3%)と続きます。

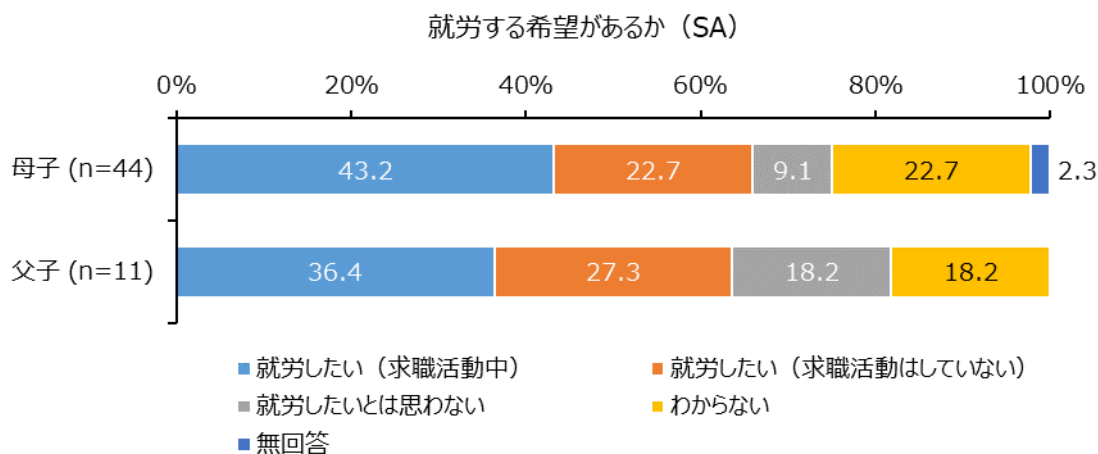
父子世帯は「正規の職員・従業員」(62.9%)が最も多く、次いで「自営業」(19.5%)となっています。

「仕事に就いていない」の割合は、母子世帯が5.2%、父子世帯が3.6%となっています。



② 今後の就労意向 (①で「仕事に就いていない」と回答した方)

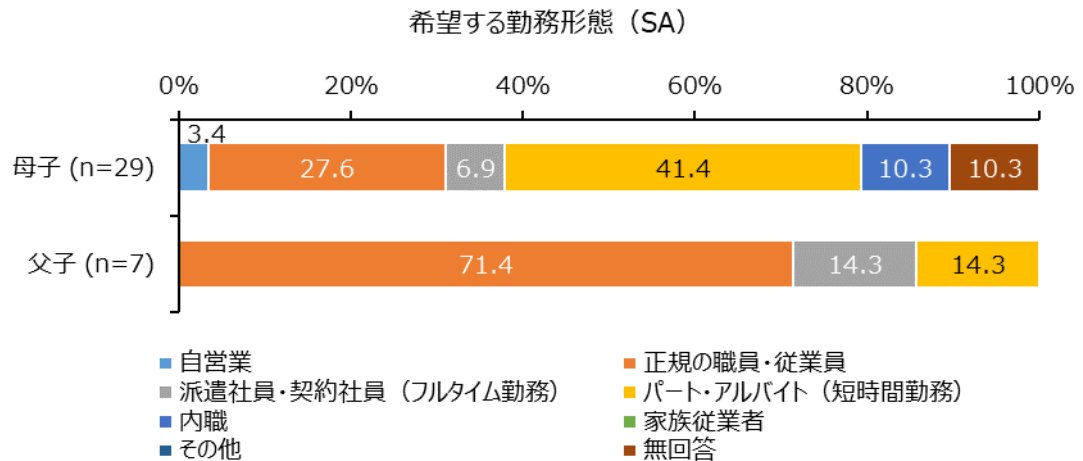
両世帯区分で「就労したい (求職活動中)」(母子 43.2%、父子 36.4%)、「就労したい (求職活動はしていない)」(母子 22.7%、父子 27.3%)となっており、6割を超える方に就労の意向があります



③ 希望する勤務形態（②で就労したいと回答した方）

母子世帯は「パート・アルバイト（短時間勤務）」（41.4%）が最も多く、次いで「正規の職員・従業員」（27.6%）となっています。

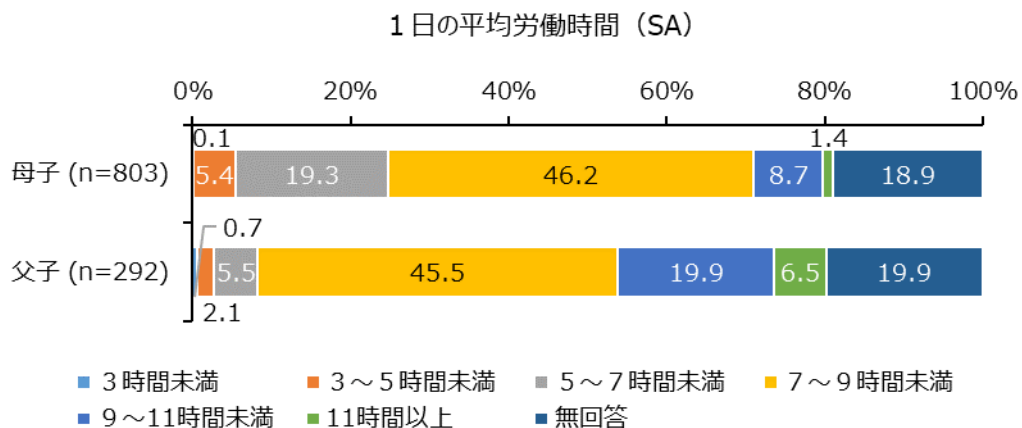
父子世帯は「正規の職員・従業員」（71.4%）が7割と最も多くなっています。



④ 1日の平均労働時間（①「仕事に就いていない」以外に回答した方）

母子世帯では「7～9時間未満」（46.2%）が最も多く、次いで「5～7時間未満」（19.3%）が多くなっています。

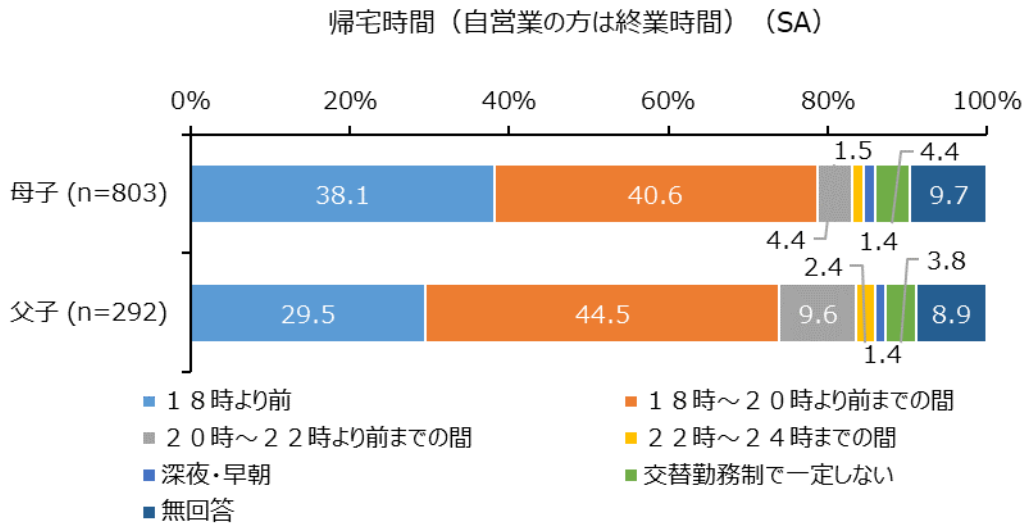
父子世帯では「7～9時間未満」（45.5%）が最も多く、次いで「9～11時間未満」（19.9%）となっています。



⑤ 帰宅時間（自営業の方は終業時間）

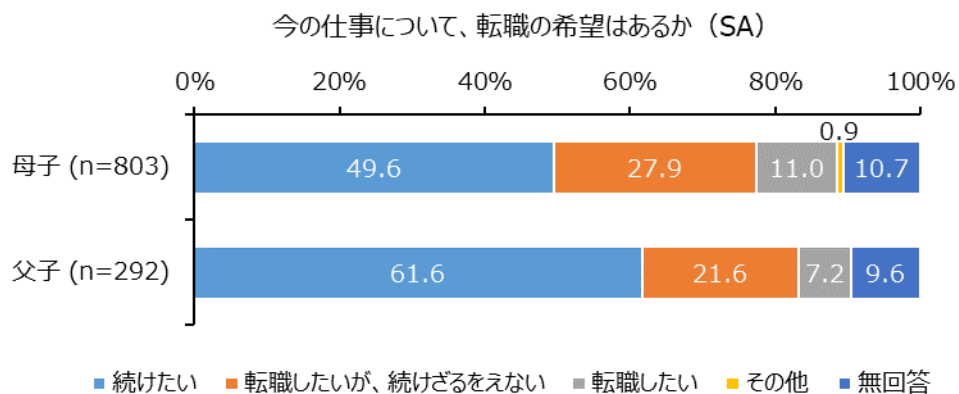
（①「仕事に就いていない」以外に回答した方）

両世帯区分で「18時～20時より前のまでの間」（母子40.6%、父子44.5%）が最も多く、次いで「18時より前」（母子38.1%、父子29.5%）が多くなっています。



⑥ 現在の仕事の意向（①「仕事に就いていない」以外に回答した方）

両世帯区分で、「続けたい」（母子49.6%、父子世帯61.6%）が最も多く、次いで「転職したいが、続けざるをえない」（母子27.9%、父子世帯21.6%）となっています。

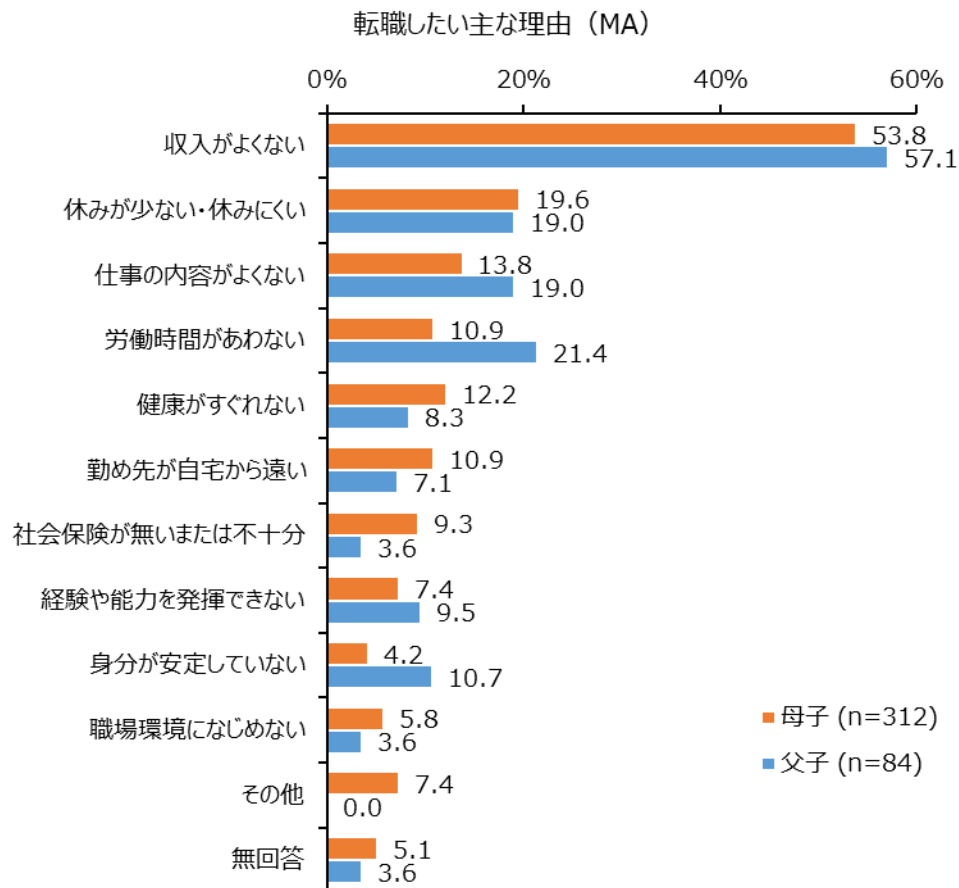


⑦ 転職したい理由

(⑥で「転職したい」「転職したいが、続けざるをえない」を回答した方)

母子世帯では「収入がよくない」(53.8%)が最も多く、次いで「休みが少ない・休みにくい」(19.6%)となっています。

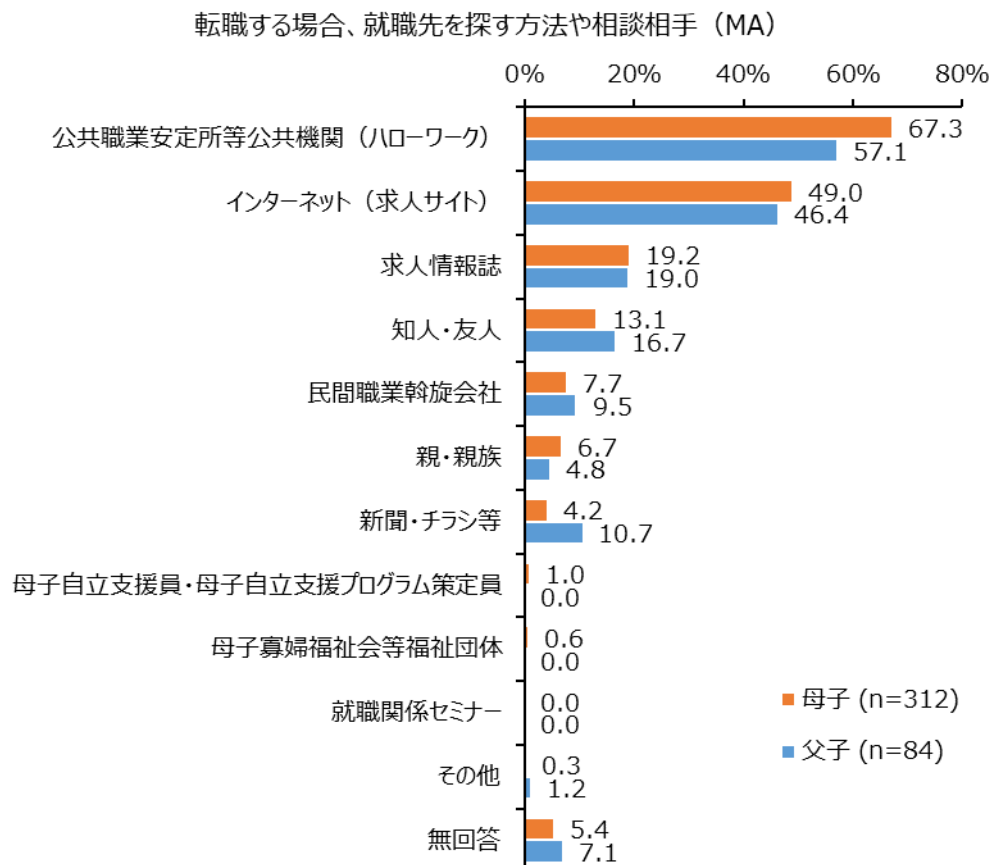
父子世帯では「収入がよくない」(57.1%)が最も多く、次いで「労働時間があわない」(21.4%)となっています。



⑧ 就職先を探す方法や相談相手

(⑥で「転職したい」「転職したいが、続けざるをえない」を回答した方)

両世帯区分で「公共職業安定所等公共機関(ハローワーク)」(母子世帯 67.3%、父子世帯 57.1%) が最も多く、次いで「インターネット(求人サイト)」(母子世帯 49.0%、父子世帯 46.4%) となっています。

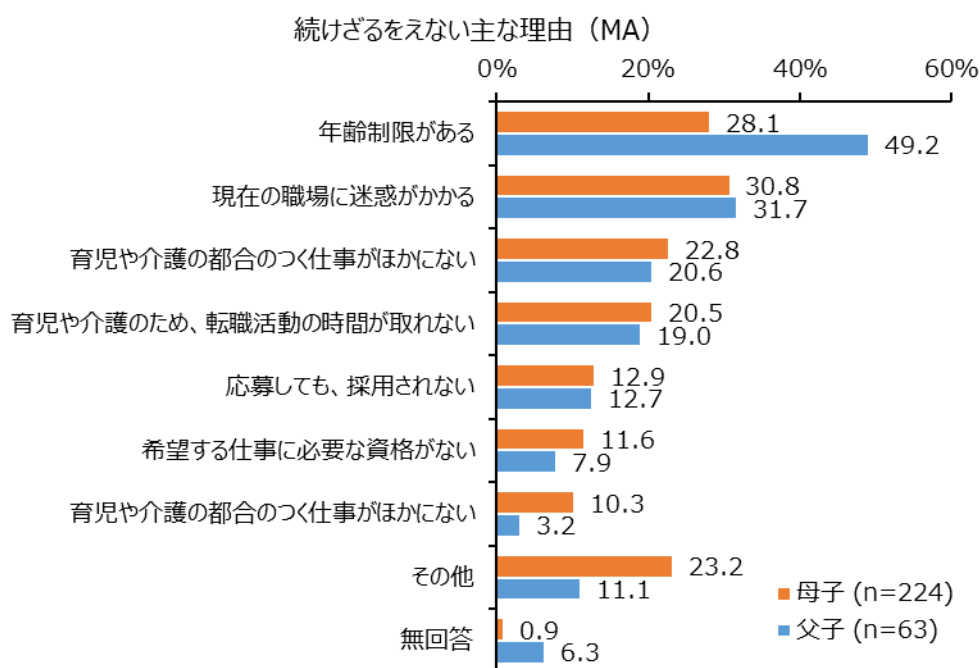


⑨ 現在の仕事を続けざるをえない理由

(⑥で「転職したいが、続けざるをえない」を回答した方)

母子世帯では「現在の職場に迷惑がかかる」(30.8%)が最も多く、次いで「年齢制限がある」(28.1%)の順となっています。

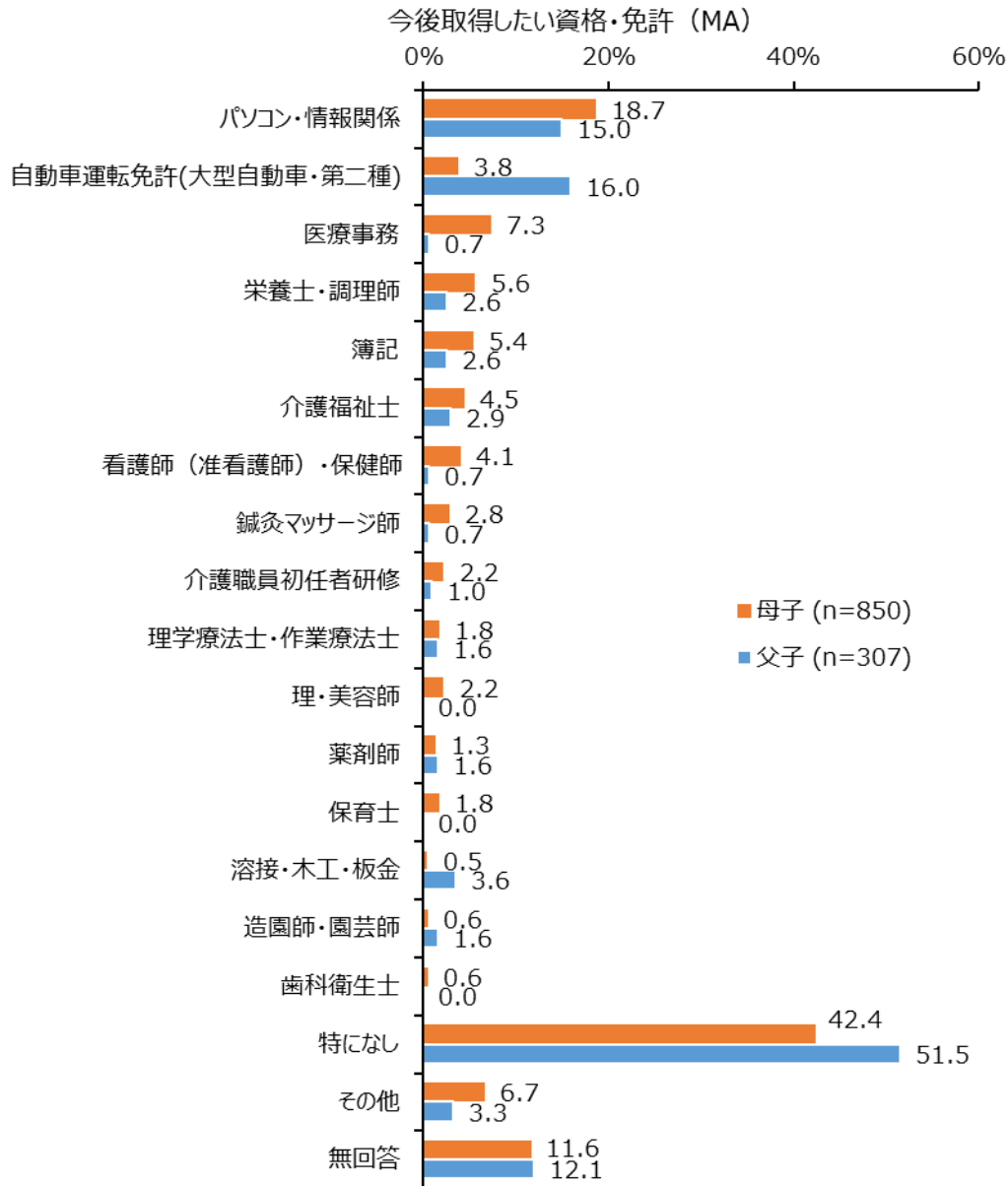
父子世帯では「年齢制限がある」(49.2%)が最も多く、次いで「現在の職場に迷惑がかかる」(31.7%)の順となっています。



⑩ 今後取得したい資格・免許

母子世帯では「パソコン・情報関係」（18.7%）が最も多く、次いで「医療事務」（7.3%）が多くなっています。

父子世帯では「自動車運転免許（大型自動車・第二種）」（16.0%）が最も多く、次いで「パソコン・情報関係」（15.0%）が多くなっています。



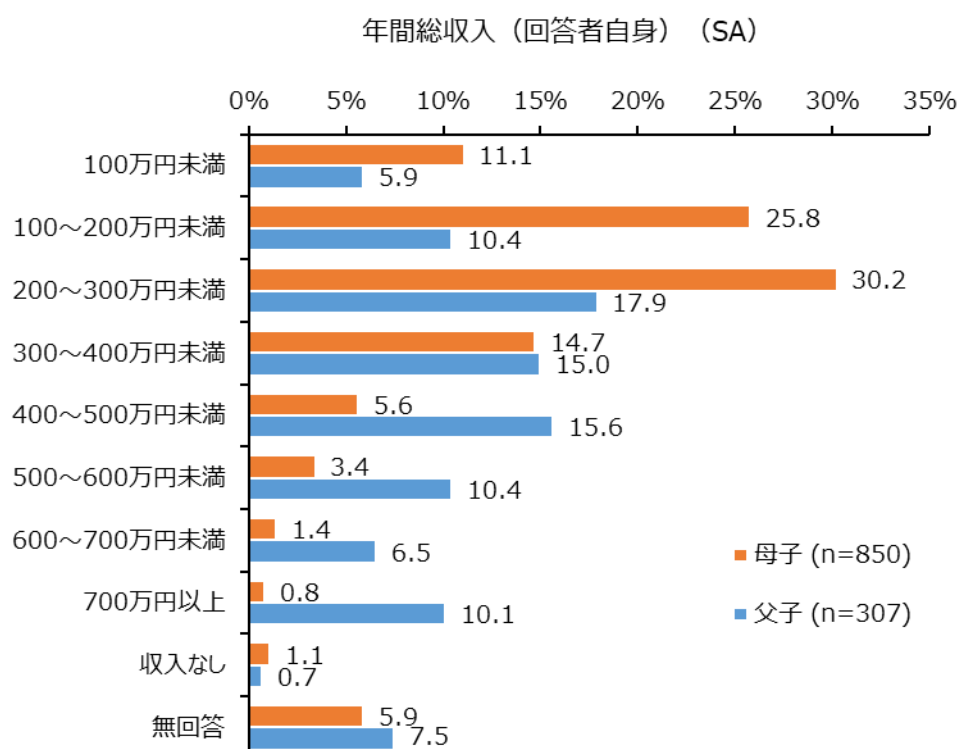
(5) 家計の状況

① 年間総収入（回答者自身）

母子世帯では「200～300万円未満」（30.2%）が最も多く、次いで「100～200万円未満」（25.8%）となっています。

父子世帯では「200～300万円未満」（17.9%）が最も多く、次いで「400～500万円未満」（15.6%）となっています。

各選択肢の中央値（例えば「100万円以上 200万円未満」であれば150万円。ただし、「100万円未満」は50万円、「700万円以上」は750万円とします。）から平均額を算出すると、母子世帯では245万円、父子世帯では391万円となっています。

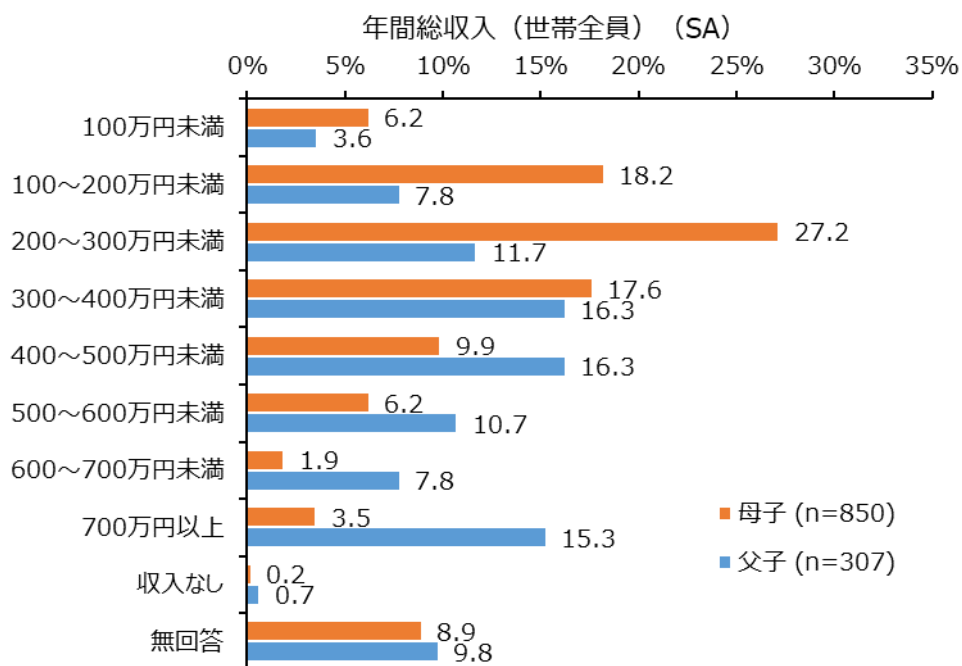


② 年間総収入（世帯全員）

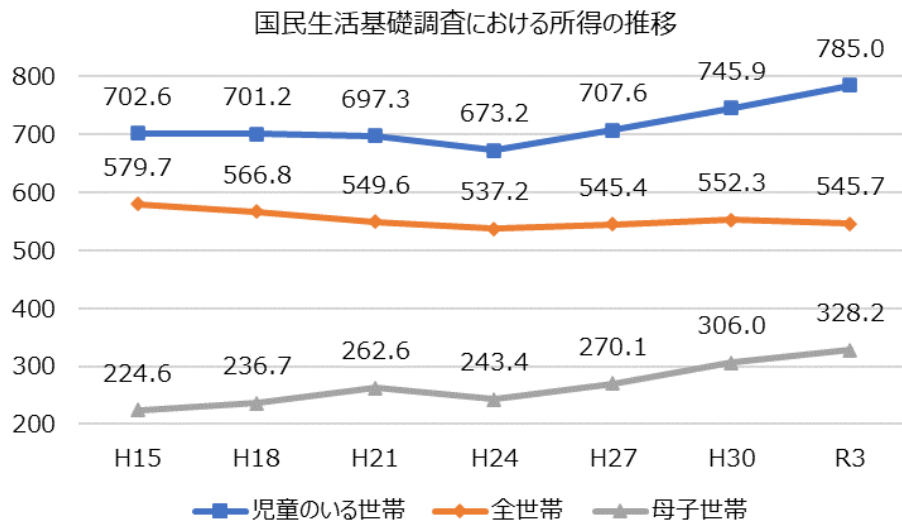
母子世帯では「200～300万円未満」（27.2%）が最も多く、次いで「100～200万円未満」（18.2%）となっています。

父子世帯では「300～400万円未満」（16.3%）、「400～500万円未満」（16.3%）が多く、次いで「700万円以上」（15.3%）となっています。

各選択肢の中央値から平均額を算出すると、母子世帯では305万円、父子世帯では441万円となっています。



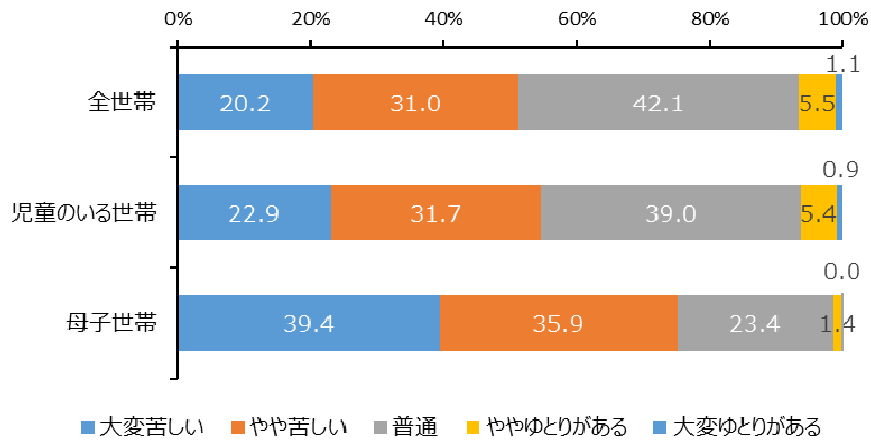
令和4年国民生活基礎調査では、令和3年における全世帯の平均所得が545.7万円であるのに対し、母子世帯は328.2万円となっており、これは、全世帯の60.1%、児童のいる世帯785.0万円の41.8%と非常に低い状況になっています。※なお、国民生活基礎調査では、「母子世帯」を「死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯」と定義していることに留意が必要です。



また、令和4年国民生活基礎調査では、母子世帯の生活意識は、全世帯及び児童のいる世帯と比較して苦しいと感じている割合が高くなっています。

「生活意識」とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が5区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものの。

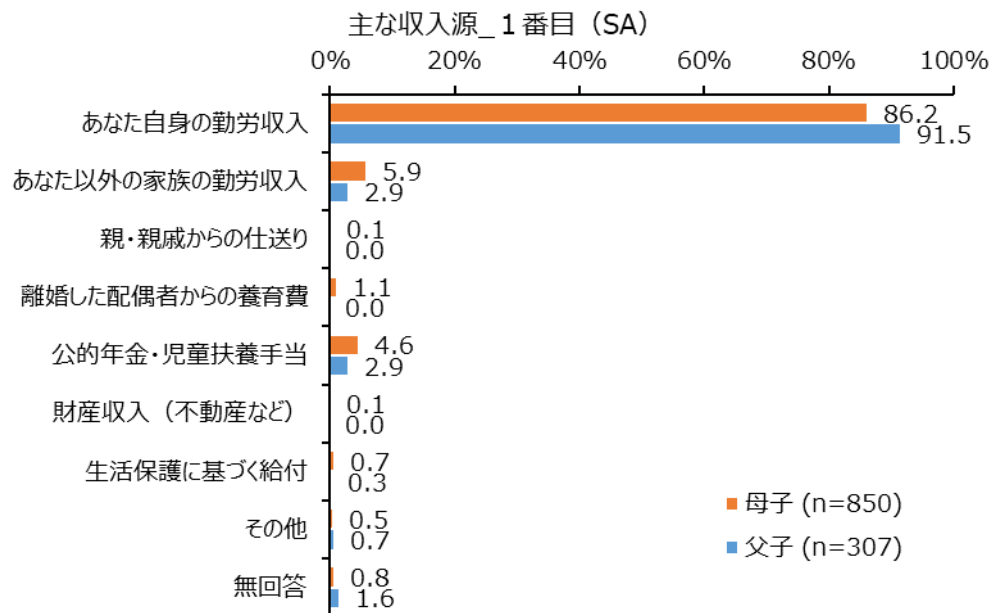
国民生活基礎調査における各種世帯の生活意識



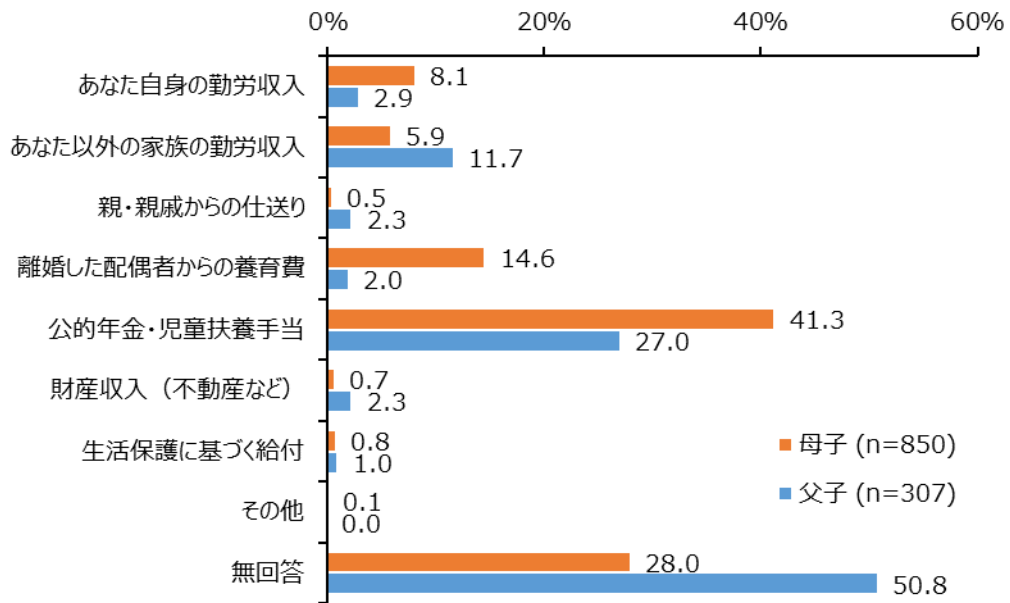
② 主な収入源

両世帯区分で「あなた自身の勤労収入」（母子 86.2%、父子 91.5%）が多数を占めています。

2番目の収入では両世帯区分で「公的年金・児童扶養手当」（母子 41.3%、父子 27.0%）が最も多くなっていて、母子世帯では父子世帯に比べて「離婚した配偶者からの養育費」（14.6%）の割合が高くなっています。



主な収入源_2番目 (SA)



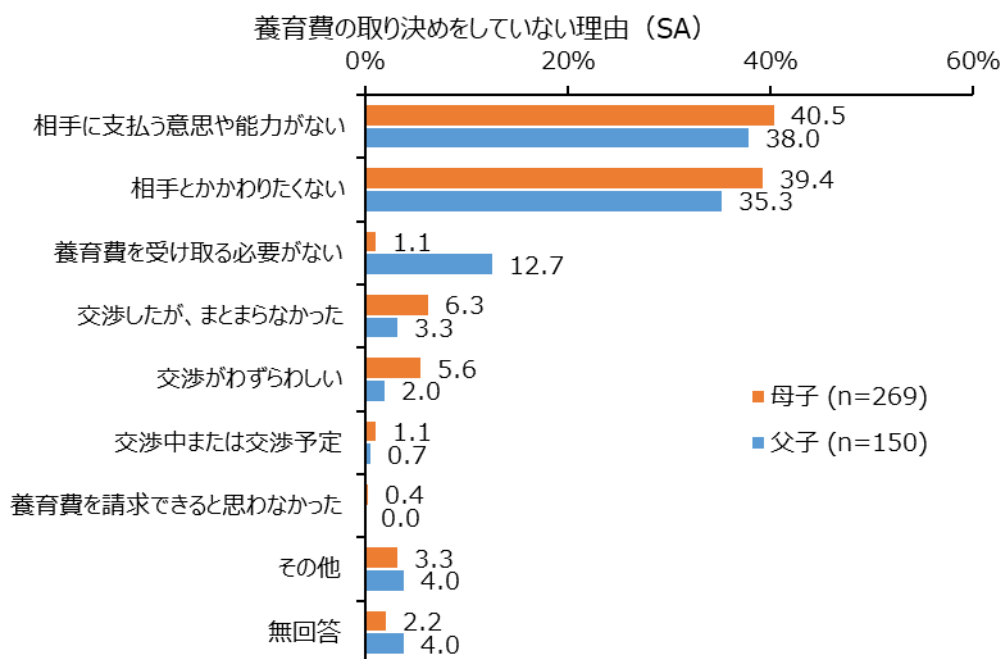
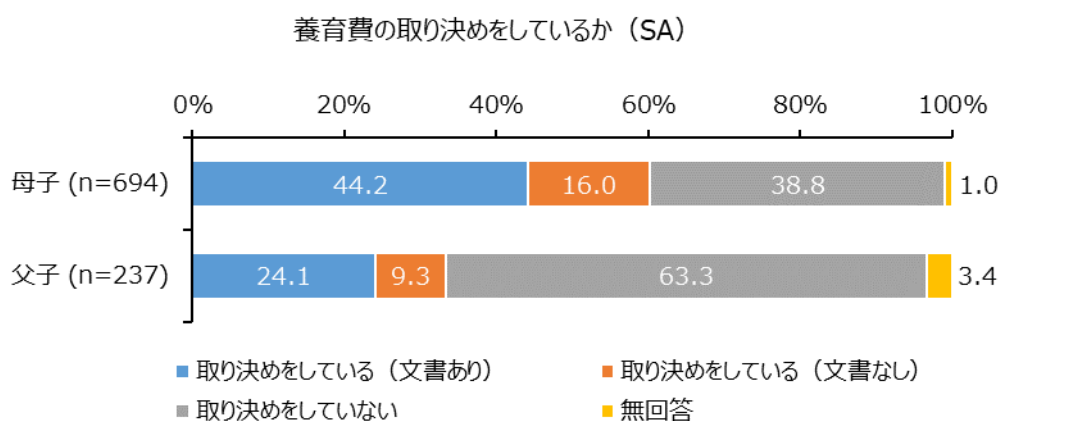
(6) 養育費の状況

① 養育費の取り決め状況

養育費の取り決めをしている方（「取り決めをしている（文書あり）」、「取り決めをしている（文書なし）」の合計の割合）は、母子世帯で60.2%、父子世帯では33.4%となっています。

取り決めをしていない場合の理由として、両世帯区分ともに「相手に支払う意思や能力がない」（母子世帯40.5%、父子世帯38.0%）が最も多く、次いで「相手とかかわりたくない」（母子世帯39.4%、父子世帯35.3%）となっています。

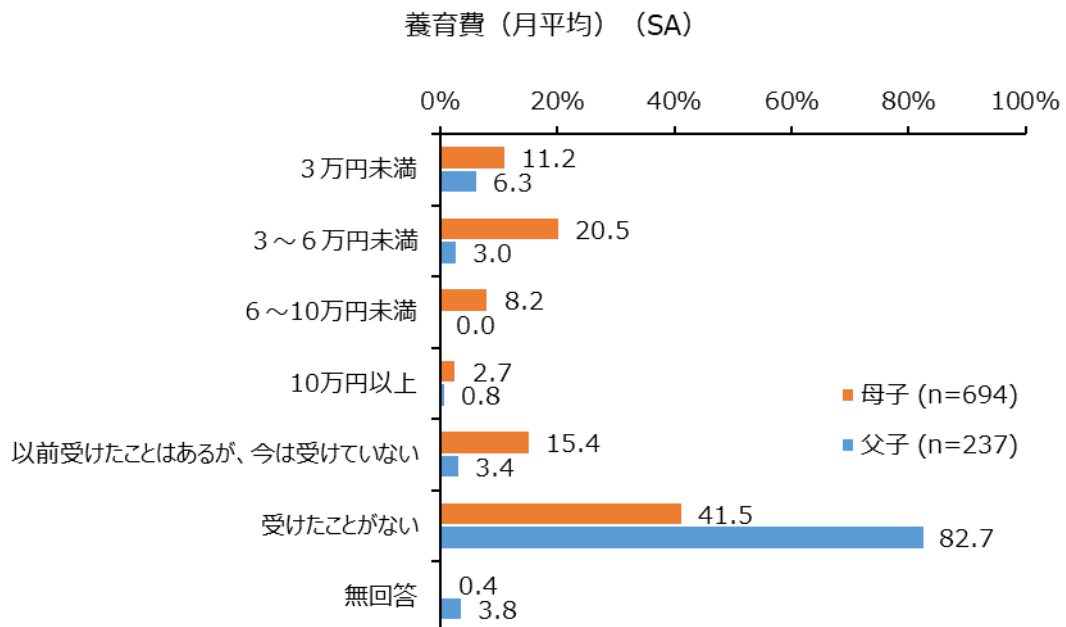
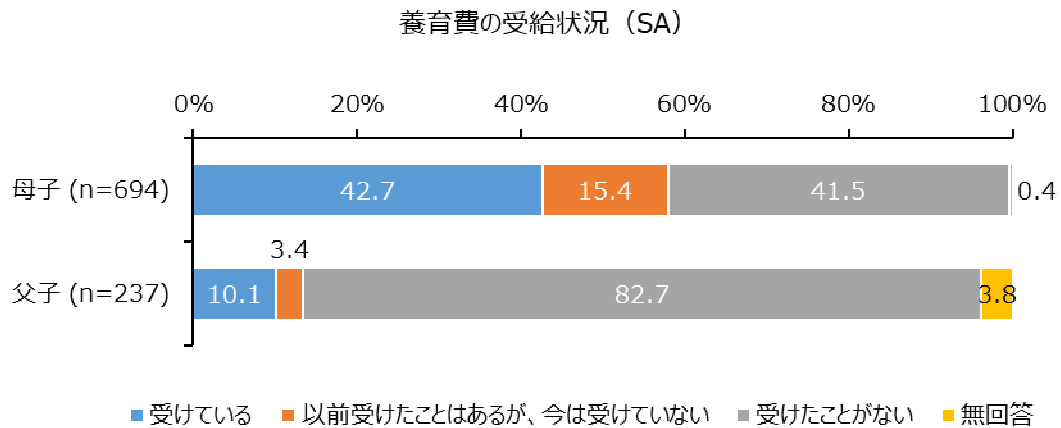
父子世帯では「養育費を受け取る必要がない」（12.7%）の割合が母子世帯と比べて高くなっています。



② 養育費の受領状況

養育費を受けている方は、母子世帯で 42.7%、父子世帯で 10.1%にとどまっています。

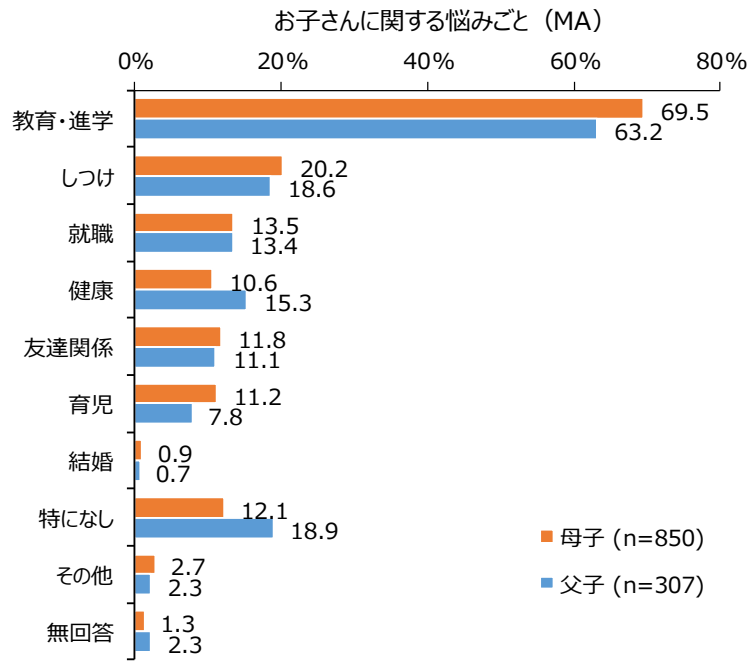
その月額額は、母子世帯では「3～6万円未満」（20.5%）、父子世帯では「3万円未満」（6.3%）が最も多くなっています。



(7) 子どもの養育

① お子さんに関する悩みごと

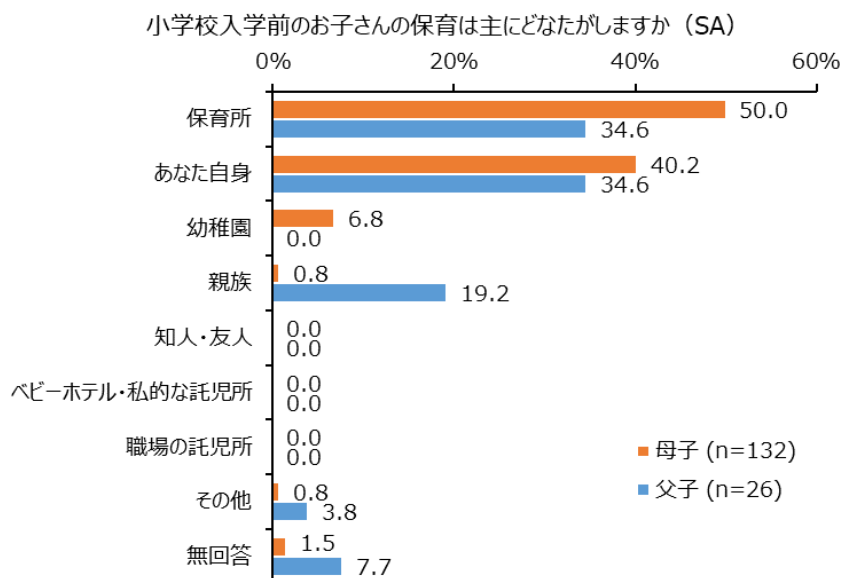
両世帯区分で「教育・進学」（母子世帯 69.5%、父子世帯 63.2%）が最も多く、次いで「しつけ」（母子世帯 20.2%、父子世帯 18.6%）となっています



② 小学校入学前の子どもの保育状況

母子世帯では「保育所」（50.0%）が最も多く、次いで「あなた自身」（40.2%）が多くなっています。

父子世帯では「保育所」（34.6%）及び「あなた自身」（34.6%）が最も多く、次いで「親族」（19.2%）が多くなっています。

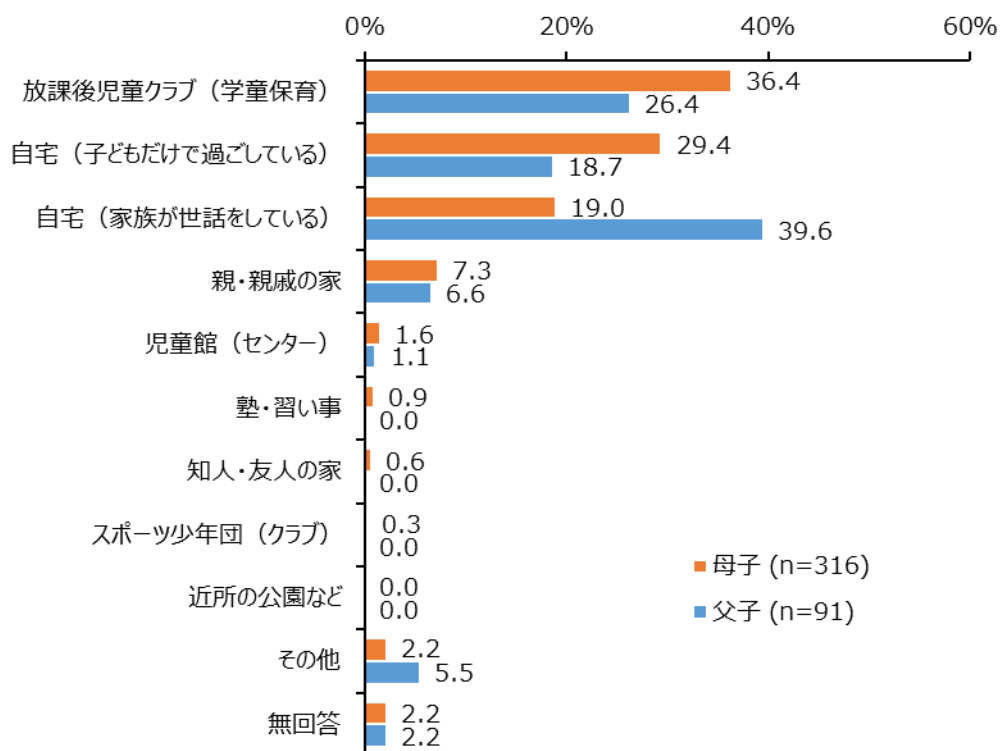


③ 小学生の下校後の過ごし方

母子世帯では「放課後児童クラブ（学童保育）」（36.4%）が最も多く、次いで「自宅（子どもだけで過ごしている）」（29.4%）が多くなっています。

父子世帯では「自宅（家族が世話をしている）」（39.6%）が最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（26.4%）が多くなっています。

お子さんの放課後の過ごし方（親の不在時）（SA）



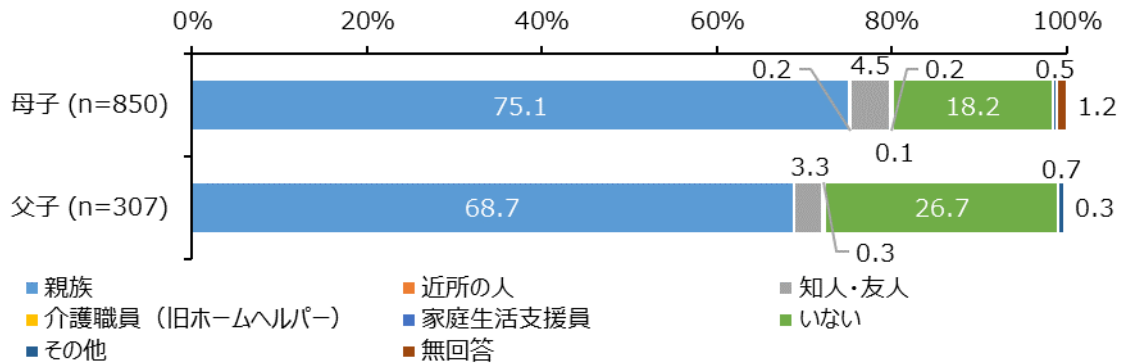
(8) 悩み・相談相手等

① 病気時に世話をしてくれる人

a 回答者が病気の時、回答者の世話をしてくれる人

両世帯区分で「親族」(母子世帯 75.1%、父子世帯 68.7%) が最も多くなっている一方で、世話をしてくれる人が「いない」方も母子世帯で 18.2%、父子世帯で 26.7%となっています。

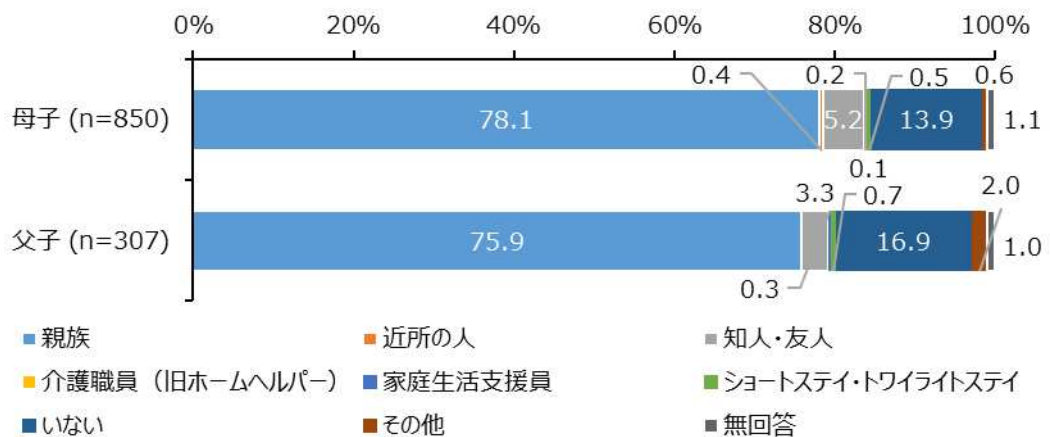
回答者が病気の時、回答者の世話をしてくれる人 (SA)



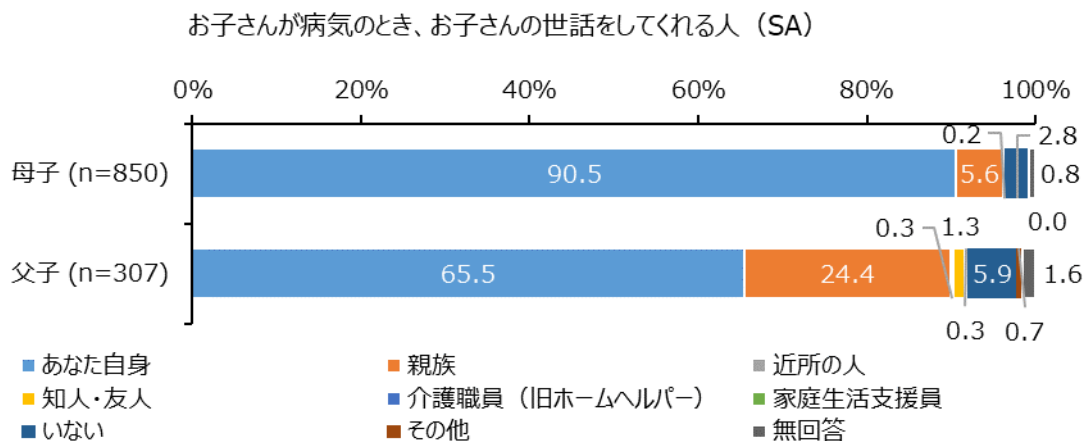
b 回答者が病気の時、お子さんの世話をしてくれる人

両世帯区分で「親族」(母子世帯 78.1%、父子世帯 75.9%) が最も多くなっている一方で、世話をしてくれる人が「いない」方も母子世帯で 13.9%、父子世帯で 16.9%となっています。

回答者が病気の時、お子さんの世話をしてくれる人 (SA)

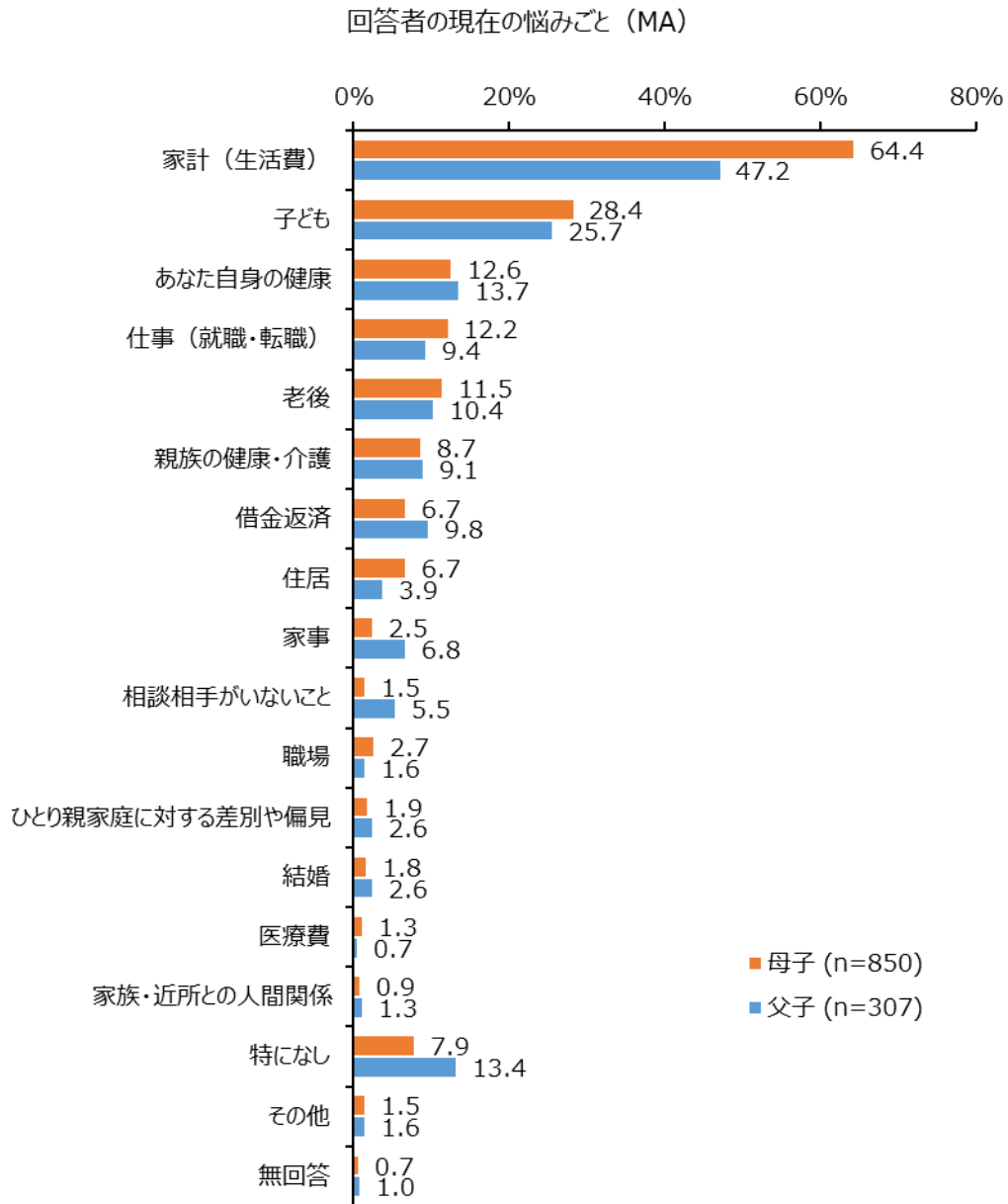


- c お子さんが病気の時、お子さんの世話をしてくれる人
 母子世帯では、「あなた自身」(90.5%)が多数を占めています。父子世帯では、「あなた自身」(65.5%)が最も多く、次いで「親族」(24.4%)が多くなっています。



② 現在の悩みごと

両世帯区分で「家計（生活費）」（母子 64.4%、父子 47.2%）が最も多く、次いで「子ども」（母子 28.4%、父子 25.7%）が多くなっています。

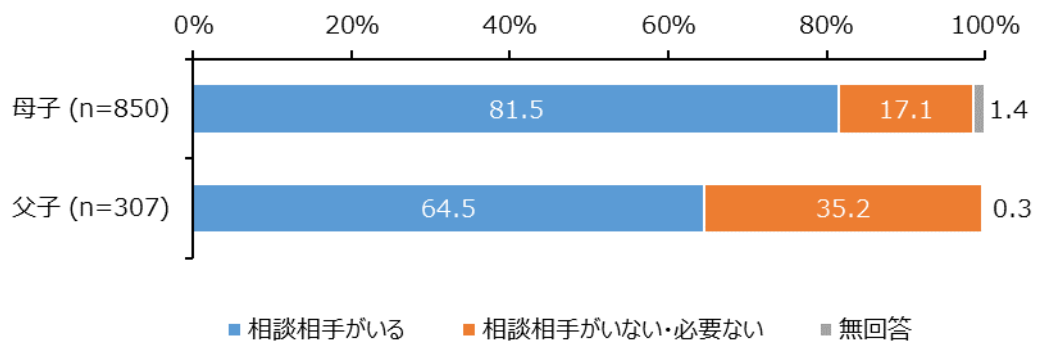


③ 悩みごとの主な相談相手

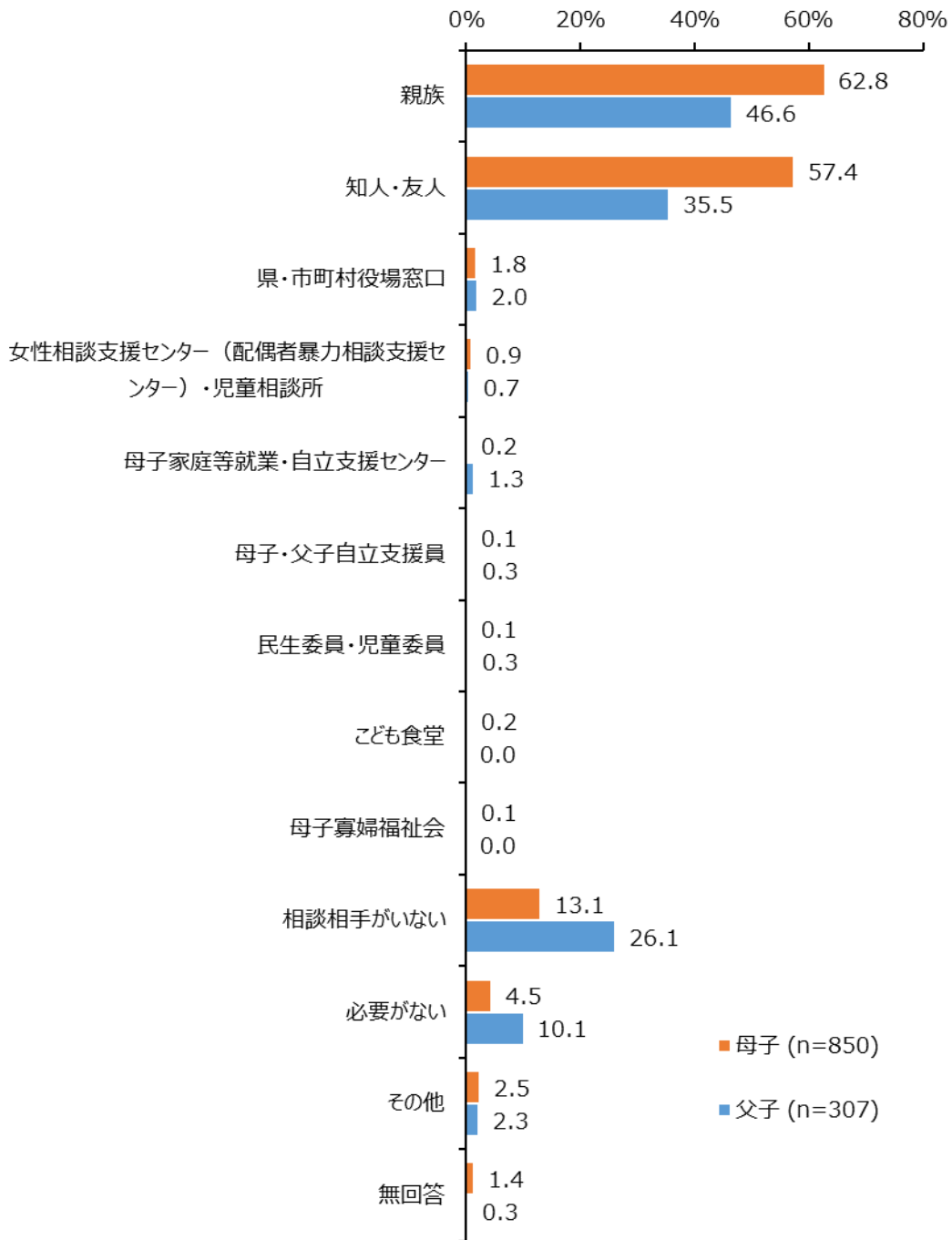
母子世帯の 81.5%、父子世帯の 64.5%が、相談相手がいると回答しました。

主な相談相手は、両世帯区分で「親族」（母子 62.8%、父子 46.6%）が最も多く、次いで「知人・友人」（母子 57.4%、父子 35.5%の）が多くなっています。

悩みごとの相談相手がいるか（SA）



悩みごとの主な相談相手（MA）



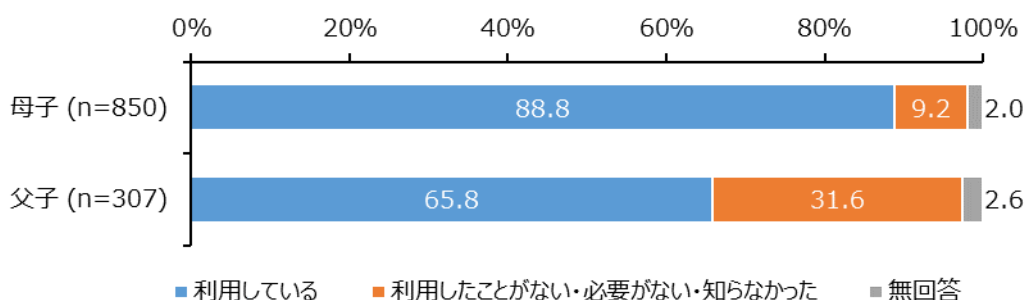
(9) 福祉制度等

① 福祉制度等の利用状況

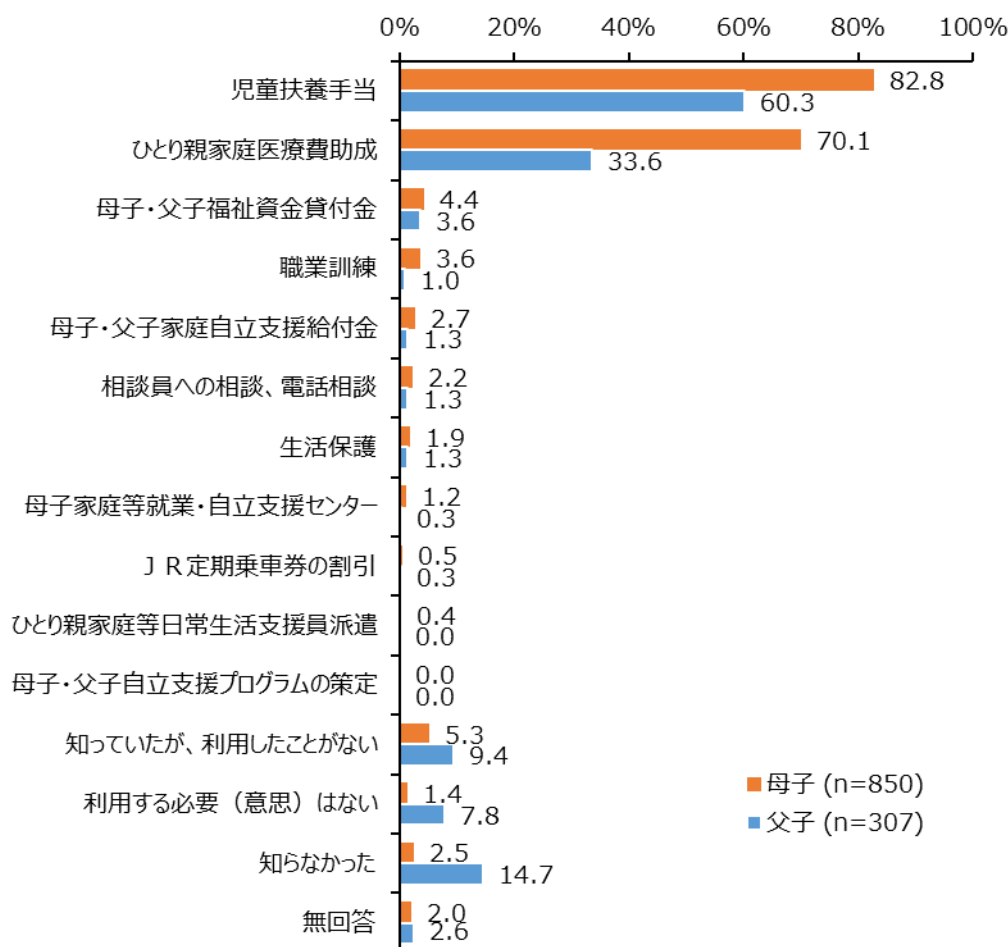
母子世帯の 88.8%、父子世帯の 65.8%が利用している（利用した）と回答していますが、父子世帯の 14.7%が「知らなかった」と回答しています。

利用している（利用した）福祉制度等は、両世帯区分で「児童扶養手当」（母子 82.8%、父子 60.3%）が最も多く、次いで「ひとり親家庭医療費助成」（母子 70.1%、父子 33.6%）が多くなっています。

福祉制度等を利用しているか (SA)



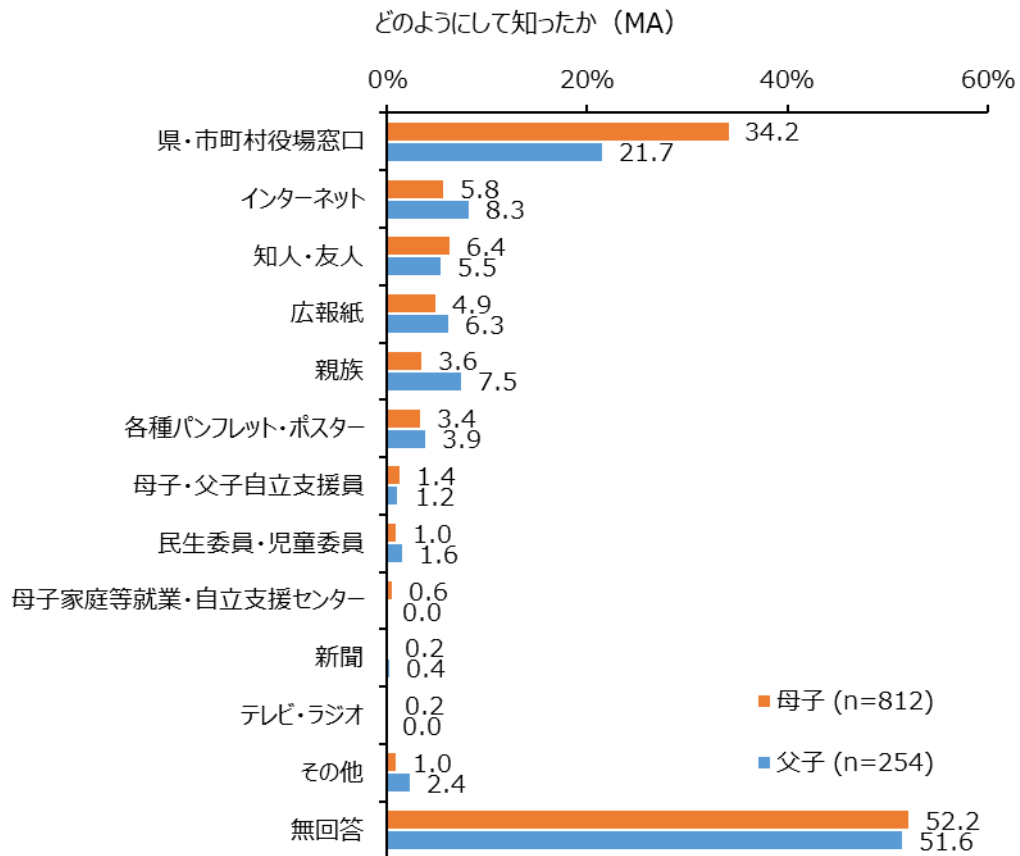
回答者が利用している（利用した）福祉制度等 (MA)



② 福祉制度等を知った方法

母子世帯では「県・市町村役場窓口」(34.2%)が最も多く、次いで「知人・友人」(6.4%)が多くなっています。

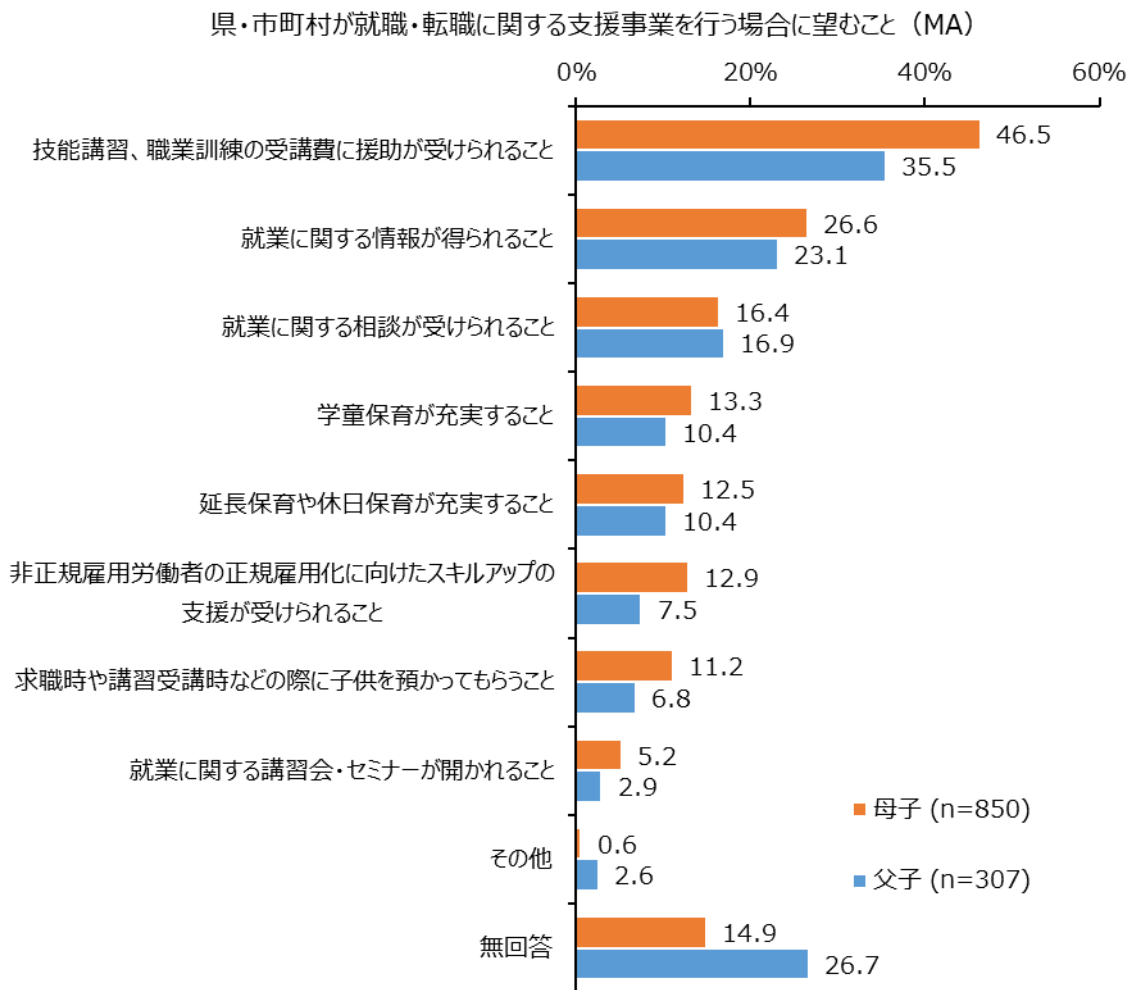
父子世帯では「県・市町村役場窓口」(21.7%)が最も多く、次いで「インターネット」(8.3%)が多くなっています。



(10) 行政への要望等

① 県・市町村における就職・転職に関する支援事業への要望

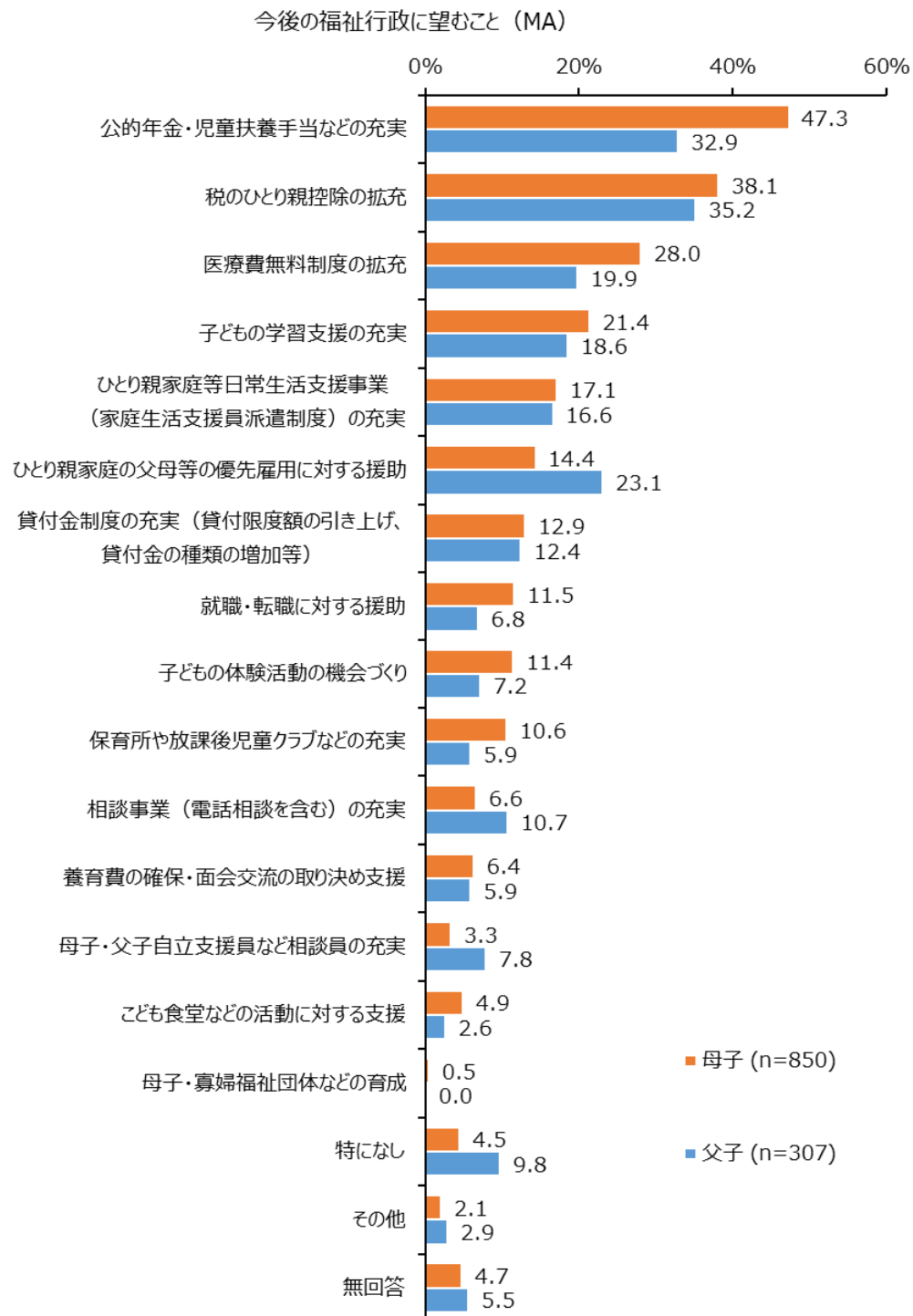
両世帯区分で「技能講習、職業訓練の受講費に援助が受けられること」（母子 46.5%、父子 35.5%）が最も多く、次いで「就業に関する情報が得られること」（母子 26.6%、父子 23.1%）が多くなっています。



② 今後の福祉行政への要望

母子世帯では「公的年金・児童扶養手当などの充実」(47.3%)が最も多く、次いで「税のひとり親控除の拡充」(38.1%)が多くなっています。

父子世帯では、「税のひとり親控除の拡充」(35.2%)が最も多く、次いで「公的年金・児童扶養手当などの充実」(32.9%)が多くなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

就業、子育て、家事等をひとりで担うひとり親家庭の精神的、肉体的な負担は大きいものであり、さらに、経済情勢を背景として、ひとり親家庭等を取り巻く環境は厳しいものとなってきています。

県としては、このようなさまざまな状況を踏まえ、ひとり親家庭等の自立を促進するための支援のあり方及び方向性を示すとともに、総合的な事業展開を図り、「ひとり親家庭等が自立し、子どもたちが健やかに育つ環境づくり」を目指します。

2 基本方針

施策を展開するにあたり、次の点を重視しながら取り組みます。

(1) 国・県・市町村の役割分担と連携

国、県、市町村はその役割を明確にするとともに、県や市町村は施策の実施主体として、お互いに連携して施策を推進します。

① 国の役割

国は、ひとり親家庭等に対する施策や制度の企画・立案、効果的な施策の展開のための調査・研究、施策の普及・啓発等を行うとともに、都道府県や市町村に対する支援を行うほか、公共職業安定所において各種就業支援策を実施します。

② 県の役割

県は、この計画に沿って、ひとり親家庭等に対する施策を計画的に推進するとともに、広域的な観点から、市町村が地域の実情に応じて実施する各種施策に対する助言や情報提供を積極的に行います。

また、市町村のひとり親への支援策が円滑に進むよう、市における自立促進計画の策定状況や施策の取組状況などの情報提供を行い、市の自立促進計画の策定を支援します。

③ 市の役割

市は、児童扶養手当の支給と母子・父子自立支援員による相談・情報提供を一体

的に行うとともに、地域の実情に応じた施策や自ら実施すべき施策を推進します。

④ 町村の役割

町村は、住民に身近な自治体として、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、地域の実情に応じた施策を推進します。

(2) 関係機関相互の協力

ひとり親家庭等への支援については、就業支援と子育て・生活支援を組み合わせる実施することが重要であり、また、ひとり親家庭等が抱える多岐にわたる課題に対し、福祉や教育など幅広い分野にわたる関係者が相互に連携することも必要であることから、関係機関、関係者等が相互に協力しあるいは連携することができる仕組み作りを構築します。

併せて、児童扶養手当の現況届提出時等の機会を積極的に利用し、生活、就業、養育費等に関する相談に集中的に対応できる体制づくりを図ります。

3 基本目標

ひとり親家庭等の自立を図るため、次の施策を、総合的かつ計画的に推進します。

(1) 相談・情報提供の充実強化

ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じるとともに、個々の状況に応じて適正な助言や情報提供が行えるよう、相談関係者の資質向上のための効果的な研修を実施します。

また、行政と関わりを持ちづらい家庭への支援のための地域民間団体との連携を行うなど、相談・情報提供機能の充実強化を図ります。

さらに、父子家庭が孤立しないよう、寄り添った情報提供を行います。

(2) 所得向上支援の充実強化

ひとり親家庭等が十分な収入を得、自立した生活を送ることができるように、母子・父子自立支援プログラム策定職員の能力向上を図り、効果的な就業促進、職業能力開発のための訓練、就業機会の創出など、就業面での支援を充実させます。

また、非正規雇用から正規雇用への転換を促進し、企業の人材不足解消に向けて、時代のニーズに合った人材育成を推進します。

(3) 生活支援の充実強化

ひとり親家庭等が安心して生活し、子育てと就業や職業訓練を両立できるよう、保育所への優先入所や保育サービスの充実、公営住宅への優先入居などを進めます。

また、ひとり親家庭等にとって重要な経済的な支えである、母子父子寡婦福祉資金貸付制度や児童扶養手当制度を利用しやすくするため、制度について積極的な情報提供に努めるほか、適正で迅速な貸付・支給事務を実施するなど、経済面での支援の推進を図ります。

(4) 養育費確保等の推進

民法の一部改正により養育費等に先取特権が付与され、公正証書等の債務名義がなくても、養育費の取決めの際に父母間で作成した文書に基づいて、差押えの手続を申し立てることができるようになったこと、法定養育費の規定が設けられたことを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から養育費や親子交流が推進されるよう啓発に努めます。

また、離婚前後の家庭に対する相談体制や支援を充実させます。

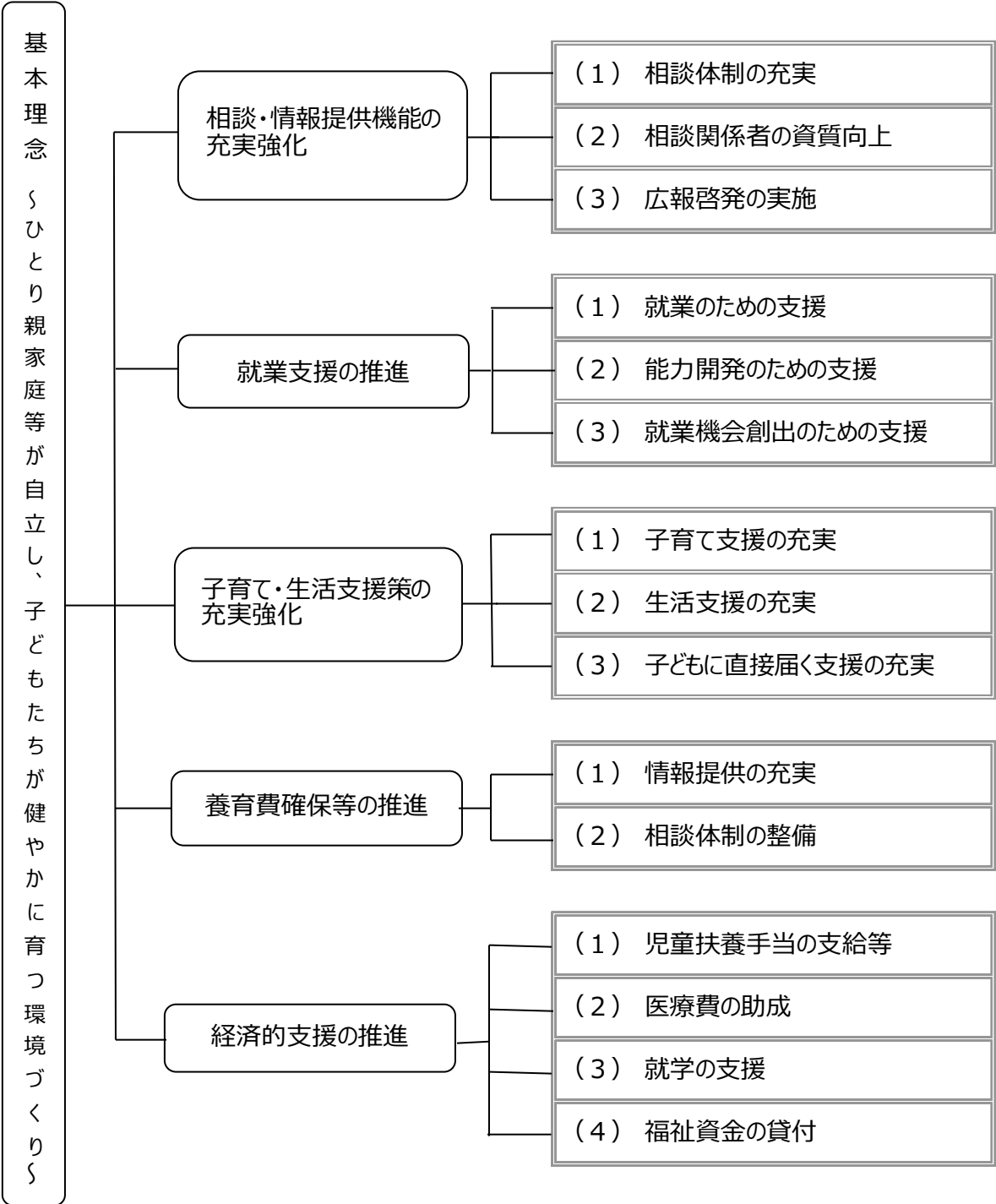
(5) こどもに直接届く支援の充実強化

子どもの居場所づくりや学習支援など、子どもに直接届く支援を強化します。

また、親から子への貧困の連鎖を断ち切るため、経済的理由に左右されず学習に取り組むことができるよう支援します。

第4章 具体的な施策

本計画の施策体系



1 相談・情報提供機能の充実強化

(1) 相談体制の充実

ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じ、離婚直後等の精神的安定を図るとともに、個々の状況に応じて適切な助言や情報提供を行い、必要に応じて、福祉や教育、労働など幅広い分野にわたり行政機関や民間の支援団体等と連携するなど、総合的な支援につなげます。

また、養育費の取り決めや履行の確保、生活上の諸問題などについて、専門家による相談体制の充実を図ります。

(2) 相談関係者の資質向上

母子・父子自立支援員等の相談関係者が個々の状況に応じて適切な助言や情報提供を行えるよう、国等が行う各種研修会への参加やひとり親家庭等の自立支援に必要な知識の習得、相談技法の向上に関する研修の実施により、相談関係者の資質の向上に努めます。

(3) 広報啓発の実施

ひとり親家庭等に対する各種制度を周知し、また、養育費の確保等を啓発するため、ホームページや広報紙等、ニーズに合った効果的な広報手段を積極的に活用するなど、地域の特性を踏まえた広報活動を実施し、制度の利用を促します。

また、父子家庭に寄り添った情報提供の充実に努めます。

1 相談・情報提供機能の充実強化

(1) 相談体制の充実

事業名	事業内容	対象	実施主体
総合的な相談窓口の整備	母子・父子自立支援員等相談関係者による個々の状況に応じた助言や情報提供及び他支援機関との連携	ひとり親家庭等	県、市
包括的支援体制の整備の推進	市町村における、子育て、障害、病気、介護等の生活上の課題を区分に囚われずに受け止め支援する包括的な体制の整備を推進	市町村	県
生活一般・就業相談等の実施	相談関係者による個々の状況に応じた適切な助言や情報提供の実施	ひとり親家庭等	県、市
就業相談・就業促進活動の実施	就業アドバイザーによる就業相談、情報提供、職業紹介及び求人開拓の実施	ひとり親家庭等	県ひとり親家庭福祉連合会
就業相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセリングや生活・就労相談、子育て中の方の就労相談、ハローワークの求人検索や職業紹介などの実施 相談員による保育・子育て支援等に関する相談・情報提供・職業紹介の実施 	概ね15歳～39歳までの若年者	県
		子育て中の母親等	
		概ね40歳以上の中高年齢者	
特別相談事業の実施	弁護士による法律相談	ひとり親家庭等	県ひとり親家庭福祉連合会
相談事業の周知	弁護士による法律相談や法的手続費用の立替を行う日本司法支援センター（法テラス）の周知	ひとり親家庭等	日本司法支援センター
養育費相談事業の周知	養育費相談支援センターと連携した支援の実施	ひとり親家庭	県ひとり親家庭福祉連合会
家庭、地域、職場等に関する相談の実施	女性総合相談の実施	女性	県
	男性総合相談の実施	男性	県
子育て相談総合窓口の設置	子育て相談総合窓口「かるがも」の開設	保護者等	県教育委員会
学校を窓口とした相談の実施	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	就学児と親	県教育委員会
	スクールカウンセラー等活用事業の実施		県教育委員会
	総合教育センター面接相談・24時間電話相談の実施		県教育委員会

(2) 相談関係者の資質向上

事業名	事業内容	対象	実施主体
相談関係者の研修の実施	相談関係者に対する資質向上のための研修の実施	相談関係者	県ひとり親家庭福祉連合会
相談実践マニュアルの配布	相談の受け方や心構え、助言の仕方など相談業務に係る実践的なマニュアルの配布	相談関係者	県ひとり親家庭福祉連合会
相談関係者の研修の実施	複雑化・複合化した地域住民の生活課題に対応するため、支援機関の対応力強化と連携促進に向けた研修会を開催	市町村、支援機関	県

(3) 広報啓発の実施

事業名	事業内容	対象	実施主体
ホームページ等を活用した広報の実施	県や市町村のホームページ等を積極的に活用したひとり親家庭等に対する各種制度の周知及び養育費確保等の啓発	ひとり親家庭等	県、市
就業情報提供事業の実施	インターネットを活用した就業に関する様々な情報提供の実施	ひとり親家庭等	県ひとり親家庭福祉連合会
ひとり親家庭のしおり等の作成・配付	ひとり親家庭等に対する各種制度を周知するためのしおり等の作成・配付	ひとり親家庭等	県
養育費に関する啓発用リーフレットの配付	養育費確保等のための啓発用リーフレットの配付	ひとり親家庭	県

2 就業支援の推進

(1) 就業のための支援

就業に関する法律・制度やひとり親家庭等に対する施策など、さまざまな情報の収集・提供を行います。

ひとり親家庭等の就業相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら、個々の生活実態や職業適性、就業経験等を踏まえた就業促進に努めます。

(2) 能力開発のための支援

就職に必要な技能・知識を習得しやすいよう、託児サービス付きの職業訓練を実施します。

職業能力開発に取り組むひとり親家庭の母や父に対し、受講経費やその間の生活費について、各種給付金の支給や必要な福祉資金の貸付を行います。

就業に役立つ研修会や就業に結びつく可能性の高い技能を習得するための講座を開催し、よりよい条件での就職や転職を促すとともに、ひとり親家庭の学び直しの支援を推進します。

非正規雇用労働者の正規雇用化等を促進するとともに、企業のデジタル人材不足を解消するため、人材の育成・就労支援を行います。

(3) 就業機会創出のための支援

事業主に対し、各種助成制度を周知するとともに、ひとり親家庭の母や父の雇用について働きかけを行います。

県・市町村において求人する際、ひとり親家庭の母や父に求人情報を提供します。ひとり親家庭の母や父の雇用の安定及び就業促進を図るため、一定の条件でひとり親家庭の母や父を雇用した事業主に対する、国における奨励金等について周知します。

県・市町村において、物品の購入や役務の提供を受ける際、母子・父子福祉団体等から購入等を行うことに努めます。

2 就業支援の推進

(1) 就業のための支援

事業名	事業内容	対象	実施主体
母子家庭等就業・自立支援センター事業			
ア	就業相談・就業促進活動の実施〔再掲〕	就業アドバイザーによる就業相談、情報提供、職業紹介及び求人開拓の実施	ひとり親家庭等 県ひとり親家庭福祉連合会
イ	相談関係者の資質向上のための研修の実施〔再掲〕	相談関係者に対する資質向上のための研修の実施	相談関係者 県
ウ	就業支援セミナーの開催	就業に関するセミナーの開催	ひとり親家庭等 県
	技能習得講座の開催	就業に有利な技能の習得を目的とした託児サービス付きの講座の開催	
エ	就業情報提供事業の実施〔再掲〕	インターネットを活用した就業に関する様々な情報提供の実施	ひとり親家庭等 県ひとり親家庭福祉連合会
自立支援プログラムによる支援			
ア	母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施	母子・父子自立支援プログラム策定員による個々の児童扶養手当受給者等の就業希望、生活事情等に応じた自立支援の実施	児童扶養手当受給者等 県
イ	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	自立支援プログラムの一つとして、児童扶養手当受給者の態様に応じた生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	児童扶養手当受給者 県
ウ	生活困窮者自立相談支援事業の実施	児童扶養手当受給者の態様に応じた自立支援計画を策定し、計画に基づく支援の実施	児童扶養手当受給者 県

(2) 能力開発のための支援

事業名	事業内容	対象	実施主体
就業支援セミナーの開催〔再掲〕	就業に関するセミナーの開催	ひとり親家庭等	県
技能習得講座の開催〔再掲〕	就業に有利な技能の習得を目的とした講座の開催	ひとり親家庭等	県
公共職業訓練の実施	就職に必要な技能・知識を習得するための職業訓練の実施	ひとり親家庭等	県
託児サービス付きの職業訓練の実施	子育て中の保護者を対象とした託児サービス付きの職業訓練の実施	子育て中の保護者	県
職業訓練手当の支給	職業訓練を受講するひとり親等に対する職業訓練手当の支給	ひとり親等	県
母子家庭自立支援給付金事業等の実施（職業能力開発に取り組むひとり親に対する各種給付金の支給）	自立支援教育訓練給付金	ひとり親	県
	高等職業訓練促進給付金等		県
	高等職業訓練促進資金貸付事業の実施		県
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	高等学校卒業程度認定試験を旨し、民間事業者等の対策講座を受講するひとり親と子に対し給付金の支給	高等学校を卒業していないひとり親と子	県
母子父子寡婦福祉資金の積極的な情報提供と適正な貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施	ひとり親家庭等	県
女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業	女性のライフスタイルに寄り添った人材育成・就労支援の在り方を検証するため、需要が高く柔軟な働き方が可能なデジタル分野の人材を育成するモデル事業を実施	県内在住女性（18歳以上）	県
女性デジタル人材育成・就労支援緊急対策事業	物価高騰に直面する非正規雇用労働者等の雇用の安定を図るため、子育て等で時間的制約の多い女性のライフスタイルに寄り添った人材育成や就労支援を実施	県内在住女性（18歳以上）	県
デジタル人材育成・就労支援事業	非正規雇用労働者の正規雇用化等を促進するとともに、企業のデジタル人材不足を解消するため、企業ニーズの高い生成AI人材の育成・就労支援を行う	県内在住者（18歳以上）	県

(3) 就業機会創出のための支援

事業名	事業内容	対象	実施主体
経済団体等への要望活動による支援	非正規労働者の正社員への転換に取り組むよう経済団体への要望活動の実施	経済団体、事業主	県
就業相談・就業促進活動の実施〔再掲〕	就業アドバイザーによる就業相談、情報提供、職業紹介及び求人開拓の実施	ひとり親家庭等	県
事業主に対する奨励金等の支給（母子家庭の母等を一定の条件により雇用した事業主に対する奨励金等の支給）	トライアル雇用助成金	事業主	国
	特定求職者雇用開発助成金		国
	キャリアアップ助成金		国
県・市町村におけるひとり親家庭の父母の雇用の促進	県・市町村において非常勤嘱託職員等を求人する際、山梨県母子家庭等就業・自立支援センターへの求人情報の提供	ひとり親家庭等	県
母子・父子福祉団体等への受注機会の促進	県・市町村において、物品の購入や役務の提供を受ける際、母子・父子福祉団体等から購入等の努力	母子・父子福祉団体等	県

3 子育て・生活支援の充実強化

(1) 子育て支援の充実

就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるように、ひとり親家庭の児童の保育所等への優先的な入所や放課後児童クラブへの優先的な利用を引き続き推進します。

また、保育所等における延長保育・休日保育・夜間保育、病児保育事業等の各種保育サービスの提供、ひとり親家庭の母又は父が疾病やその他の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を短期間養育する事業、地域で育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置等を推進します。

さらに、ひとり親家庭の母又は父等が技能習得のための通学や就職活動等により一時的な保育サービスが必要な場合などに、子育て支援を行う家庭生活支援員を派遣します。

(2) 生活支援の充実

ひとり親家庭の母又は父等が疾病等により一時的な生活援助・保育サービスが必要な場合や日常生活に支障が生じた場合などに、生活援助を行う家庭生活支援員を派遣します。

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、公営住宅への優先的な入居を継続するとともに、優先入居を行っていない市町村に優先入居を推進します。

(3) こどもに直接届く支援の充実

こども食堂の活動を支援するコーディネーターを配置し、こども食堂などの活動が県内各地に広がり、食料や生活用品が安定的に提供される体制の構築を推進します。

また、生活困窮世帯の子どもに安心できる居場所の提供を通じ、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を促します。

3 子育て・生活支援の充実強化

(1) 子育て支援の充実

事業名	事業内容	対象	実施主体
保育所の優先入所の継続	ひとり親家庭の児童の保育所への優先的な入所の継続	ひとり親家庭	県
保育料の軽減	ひとり親家庭の児童の保育料軽減の実施	ひとり親家庭	県
保育所等における各種保育サービスの充実	保育所等における延長保育・休日保育・夜間保育等の各種保育サービスの提供の促進	ひとり親家庭	県
病児保育の促進	病児保育事業の促進	ひとり親家庭	県
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の促進	疾病等のため、家庭での養育が困難となった児童を短期間養育する事業の実施の促進	ひとり親家庭	県
放課後児童クラブの優先利用の促進	ひとり親家庭の児童の放課後児童クラブへの優先的な利用の促進	ひとり親家庭	県
放課後子ども教室の推進	ひとり親家庭の児童の放課後子ども教室利用の促進	ひとり親家庭	県教育委員会
ファミリー・サポート・センターの設置促進	ファミリー・サポート・センターの設置の促進	ひとり親家庭	県
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	一時的な保育支援を行う家庭生活支援員の派遣の促進	ひとり親家庭等	県

(2) 生活支援の充実

事業名	事業内容	対象	実施主体
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施〔再掲〕	一時的な生活援助を行う家庭生活支援員の派遣の促進	ひとり親家庭等	県
公営住宅の優先入居の推進	ひとり親家庭の公営住宅への優先的な入居の推進	ひとり親家庭	県

(3) 子どもに直接届く支援の充実

事業名	事業内容	対象	実施主体
こども食堂支援体制強化事業の実施	こども食堂の活動を支援するコーディネーターを配置し、立ち上げ等の相談支援、ボランティアや寄附品の受入調整の実施	こども食堂	県
子どもの学習・生活支援事業の実施	生活困窮世帯の子どもに対する居場所の提供を通じた学習・生活支援の実施。	生活困窮世帯（町村）の子ども	県
子ども未来進学支援事業の実施	大学等への進学を希望する生活保護世帯の子どもに対する、学習塾等による進学に向けた指導の実施。	生活保護世帯の子ども	県
高校生世代学習支援事業	生活困窮世帯の高校生の進学を支援するため、居住する地域や経済状況に関わらず学習機会を提供	生活困窮世帯の高校生	県
フリースクール等利用補助助成金	家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行うフリースクール利用料の支援に対し助成	生活困窮世帯	県教育委員会
日韓青少年国際交流事業	ひとり親家庭の中学生が、韓国忠清北道と本県の青少年との交流事業に参加する際に必要となる経費に対し助成	ひとり親家庭	県教育委員会

4 養育費確保等の推進

(1) 情報提供の充実

養育費等に関する知識や取得手続、法的義務などについて、ホームページや広報紙等へ掲載します。

母子・父子自立支援員等の資質の向上を図るため、国等が行う各種研修会への参加を促すとともに、養育費等に関する研修を行います。

(2) 相談体制の整備

養育費等の取り決めや履行確保などに関する問題について、専門家による相談体制を整備するとともに、離婚前後の親に対して養育費確保等の支援の推進を図ります。

(3) 養育費の確保の支援

養育費の確保に向けて、弁護士への依頼費用など手続きに要する費用に対し助成します。

4 養育費の確保等の推進

(1) 情報提供の充実

事業名	事業内容	対象	実施主体
ホームページ等を活用した情報提供の実施〔再掲〕	県や市町村のホームページや広報紙等を積極的に活用した養育費確保等の啓発	ひとり親家庭	県
養育費に関する啓発用リーフレットの配布〔再掲〕	養育費確保等のための啓発用リーフレットの配布	ひとり親家庭	県
相談事業の周知〔再掲〕	弁護士による法律相談や法的手続費用の立替を行う日本司法支援センター（法テラス）の周知	ひとり親家庭等	日本司法支援センター
養育費相談事業の実施〔再掲〕	養育費相談支援センターと連携した支援の実施	ひとり親家庭	県

(2) 相談体制の整備

事業名	事業内容	対象	実施主体
特別相談事業の実施〔再掲〕	弁護士による法律相談	ひとり親家庭等	県

(3) 養育費確保の支援

事業名	事業内容	対象	実施主体
ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金	ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな育成を図るため、養育費確保のための手続きに要する経費に対し助成	ひとり親家庭等	県

5 経済的支援の推進

(1) 児童扶養手当の支給等

ひとり親家庭の母や父に対して、児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、プライバシーの保護に配慮した適正な支給業務を実施します。

(2) 医療費の助成

ひとり親家庭の医療費負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部を助成する事業を実施します。

(3) 就学の支援

児童生徒に対し、就学援助制度や奨学金事業等を実施するとともに、ひとり親家庭及び関係機関に対し情報提供する等制度の周知を行います。

また、親から子への貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の経済状況にかかわらず学習できる環境をつくとともに、経済的理由に左右されることなく学習に取り組み、進学を希望する高校生が安心して進学への準備を進めることができるよう支援します。

(4) 福祉資金の貸付

ひとり親家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施します。

5 経済的支援の推進

(1) 福祉資金の貸付

事業名	事業内容	対象	実施主体
母子父子寡婦福祉資金の積極的な情報提供と適正な貸付（再掲）	母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施	ひとり親家庭等	県
生活福祉資金の積極的な情報提供と適正な貸付	生活福祉資金貸付制度に関する積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施	ひとり親家庭等	県社会福祉協議会
短期援助資金の貸付	短期援助資金貸付制度の積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施	ひとり親家庭福祉連合会会員	県ひとり親家庭福祉連合会

(2) 児童扶養手当の支給等

事業名	事業内容	対象	実施主体
児童扶養手当の積極的な情報提供と適正な支給	児童扶養手当制度に関する積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な支給業務の実施	ひとり親家庭（町村）	県
J R 通勤定期割引制度の周知	J R を利用して通勤するひとり親へ割引制度の周知	児童扶養手当受給者	県・J R

(3) 医療費の助成

事業名	事業内容	対象	実施主体
ひとり親家庭医療費助成事業の実施	市町村が行う医療費の支援に対する助成の実施	ひとり親家庭	県・市町村

(4) 就学の支援

事業名	事業内容	対象	実施主体
就学援助制度等の周知	義務教育就学児童に対する学用品費等の給付支援の周知	生活保護世帯等	市町村
子どもの学習・生活支援事業の実施〔再掲〕	生活困窮世帯の子どもに対する居場所の提供を通じた学習・生活支援の実施。	生活困窮世帯（町村）の子ども	県
子ども未来進学支援事業の実施〔再掲〕	大学等への進学を希望する生活保護世帯の子どもに対する、学習塾等による進学に向けた指導の実施。	生活保護世帯の子ども	県
高校生世代学習支援事業〔再掲〕	生活困窮世帯の高校生の進学を支援するため、居住する地域や経済状況に関わらず学習機会を提供	生活困窮世帯の高校生	県
高等学校の授業料等の減免制度の実施	県立高等学校の入学金・授業料の減免制度の実施	生活保護世帯等	県教育委員会
高等学校等入学準備サポート事業の実施	公立高等学校の入学時に必要となる制服等の購入費の支援	住民税非課税世帯等	県教育委員会
	私立高等学校の入学時に必要となる制服等の購入費の支援	住民税非課税世帯等	県
私立高等学校等入学金サポート事業の実施	私立高等学校の入学時に必要となる入学金の負担軽減の支援	住民税非課税世帯等	県
県立高等学校1人1台端末購入支援事業の実施	県立高等学校入学時に必要となる1人1台端末購入費の支援	生活保護世帯等	県教育委員会
高等学校等奨学給付金事業の実施	公立高等学校奨学給付金の実施	生活保護世帯等	県教育委員会
	私立高等学校等奨学給付金の実施	生活保護世帯等	県
高等学校奨学金等の実施	育英奨学金の実施	生活保護世帯等	県教育委員会
	県立高等学校【定時制・通信制課程】の修学奨励金の実施	生活保護世帯等	県教育委員会
高等教育の修学支援制度の周知	大学、短大、専門学校等の授業料等減免と給付型奨学金の実施	住民税非課税世帯等	各大学等 独立行政法人日本 学生支援機構 (JASSO)

計画の取組指標

項目	現況値	目標値
悩み事の相談相手を希望し、相談相手がいる割合	母子家庭 85.6% 父子家庭 72.0%	母子家庭 100% 父子家庭 100%
ひとり親家庭の親の正規雇用率	母子家庭 44.6% 父子家庭 62.9%	母子家庭 60% 父子家庭 80%
希望した時期から保育を利用できなかった子育て当事者の割合	4.5%	0%
養育費の受領を希望し、文書により取り決めている割合	母子家庭 54.8% 父子家庭 40.4%	母子家庭 80% 父子家庭 60%
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	38.1%	45.0%
生活困窮世帯の子どもへの学習支援を利用する高校生の数	13 人/年	300 人/年